

第1回古平町議会定例会 第1号

令和8年3月9日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和8年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第2号 令和8年度古平町一般会計予算
- 6 議案第3号 令和8年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第4号 令和8年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第5号 令和8年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 9 議案第6号 令和8年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 10 議案第7号 令和8年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 11 議案第8号 令和8年度古平町公共下水道事業会計予算
- 12 議案第9号 令和8年度令和7年度古平町一般会計補正予算（第8号）
- 13 議案第10号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 14 議案第11号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第12号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第13号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第14号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第15号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第16号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第17号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 21 議案第18号 会計任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 22 議案第19号 職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例案
- 23 議案第20号 古平町行政手続条例の一部を改正する条例案
- 24 議案第21号 古平町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 25 議案第22号 古平町乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- 26 議案第23号 古平町手話言語条例案
- 27 議案第24号 古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案
- 28 議案第25号 古平町火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- 29 議案第26号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

開会 午前 9時57分

○**議会事務局長（関口 央昌君）** 本日の会議につきまして、出席状況についてご報告申し上げます。ただいま議員10名全員が出席されております。説明員は、町長以下15名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、会議は成立します。ただいまから令和8年第1回古平町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

○**議長（堀 清君）** ただちに本日の会議を開きます。

◎日程第一 会議録署名銀の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番寶福議員及び3番中村議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る3月3日に開催されました議会運営委員会での決定事項を、議会運営委員長から報告していただきます。議会運営委員長 工藤 澄男 議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤 澄男君）** それでは、私のほうから、去る3月3日に開催しました議会運営委員会での決定事項を、ご報告申し上げます。会期につきましては、本日3月9日から3月19日までの11日間とするものです、ただし、3月11日から13日までは議事日程の都合により、また、3月17日、18日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に議事進行でございます。はじめに、新年度予算議案の取り扱いをご説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託、審査することとします。

次に、予算審査特別委員会での審査方法についてご説明いたします。一般会計につきましては歳入は3款程度に分けて、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入及び歳出の質疑が終了後、聞き漏らしを考慮し、再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質疑件数は2件までとします。特別会計につきましては歳入歳出一括、公営企業会計につきましては収入支出一括で質疑を行います。質疑は一問一等で継続して行い、ほかの人に移った時は再質疑はできないこととします。討論は本会議で行いますので、委員会では省略するものとします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。次に本会議の質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会では質疑を行いますので省略いたします。また、討論、採決については各会計で行うことといたします。次に総括質問について説明いたします。総括質問は期限までに質問希望の申し出のあった議員のみ行うものとし、また、質問順は申し出順に行うものとします。

なお、質問回答方法は一問一等方式で継続して質疑を行い、ほかの人に移ったときは質疑できないものとなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況をみて許可するものとします。

なお、総括質問で質問される方は、町長に対する質問が終わりましたら、続けて教育長に対する質問を行うこととし、時間配分には十分留意のうえ質問されるようお願いいたします。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は、一問一答で行いますが、一問一答でありながら、一度に数項目にわたって質問することがないよう、質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

予算審査特別委員長におかれましては、その点よろしくご配慮いただきたいと思います。
次に、議会提出議案の取扱いについてご説明いたします。

発議第1号につきましては、会期中に即決する運びといたします。

次に、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会から、同委員会に付託審査されておりました、令和5年度発議第2号については、採択すべきとの報告がありました。

本会議で採択の上、本会議中に条例案を提出することといたします。

次に、2件あがっている陳情の取扱いについてでございますが、陳情第1号第2号につきましては、委員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託するものといたします。

最後に一般質問についてご説明いたします。

一般質問は、一問一答方式で行いますが、質問回数は1件3回で質問ごとに質問ごとに質問・答弁、再質問・再答弁、再々質問・再々答弁というように繰り返して行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます、委員長の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3月9日から3月19日までの11 日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月9日から3月19日までの11日間に決定しました。

お諮りします。

3月11日から3月13日は議事日程の都合により、また3月17日と3月18日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月13日、3月17日から3月18日は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。報告事項は、「令和7年度令和8年度1月分、例月現金出納検査結果」、「令和8年 北しりべし廃棄物処理広域連合議会 第1回定例会議決結果」、

「令和8年 北後志消防組合議会第1回定例会 議決結果」、「令和8年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果」、「令和8年第1回後志広域連合議会定例会 議決結果」の5件でございます。内容については、お手元に配布の資料を持って代えさせていただきます。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長・教育長 執行方針

○議長（堀 清君） 日程第4、令和8年度町執行執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。最初に令和8年度町政執行方針について、町長どうぞ。

○町長（成田 昭彦君） 令和8年第1回定例会を開催するにあたり、令和8年度の町政執行について私の所信を申し上げます。

原材料価格の上昇、円安、エネルギー価格の高騰など、国際情勢を起因とする物価高騰は、町民生活や町内産業に大きな影響を及ぼしております。

この間、私は健全で効率的な財政運営を念頭に置きつつ、国からの重点支援地方交付金を活用して、町内全世帯に食糧品の価格高騰による経済負担軽減を目的に2万円を給付する食糧品物価高騰対策特別加算金給付事業をはじめ、漁業者物価高騰対策支援事業、障害者福祉サービス施設光熱費高騰対策支援事業等を行い、町民生活を守ることを最優先に取り組んでまいりました。

中東情勢の緊迫化による原油価格のさらなる高騰などの懸念がございますが、今後も一人一人の町民の皆さんに寄り添いながら迅速に対応してまいります。

また、令和8年度の町政の執行にあたりましても、町民の皆さんとの対話を重視するとともに、私をはじめ職員が一丸となって、町民の皆さんとしっかりと向き合い、共に議論しながらまちづくりを進めたいと考えております。

それでは、令和8年度の主要な施策について、古平町総合指針の基本方針を基に申し上げます。

まず、「基本方針1 安心快適に暮らせるまちづくり」についてでございます。

障がい便バスの有償運行について、北海道中央バス株式会社の高速しゃこたん号は、昨年12月1日に廃止となりました。

このうち、朝の便については通院等で利用する方が一定数いたことから、利用者の利便性を考慮し、朝1便に限り、町が無償で運行を行ったところであります。

これは高速しゃこたん号の廃止の対応するための暫定的な措置であったこと、無償運行の継続は、既存の積丹線の利用者を減少させる要因にもなりかねないことから、4月1日から有償運行へ切り替えいたします。運賃は一律800円をお支払いいただきます。

なお、金額の設定にあたっては、中央バスの料金と同等程度としており、運行時刻等はこれまでと変更なく、朝1便、余市駅前十字街までとしております。

次に、防災行政無線更新事業についてであります。防災行政無線は、地域内で防災情報等を一斉に伝達することができる放送手段で、基地局屋外拡声器構成個別受信機等からなる設備です。

本設備は平成25年度に供用され、12年が経過しており、耐用年数超過により数年後には修理用部品がなくなります。

故障した際は復旧できず、使用不能となることから更新いたします。

事業スケジュールは、本年が実施設計、翌年度に本工事を予定しております。

高齢者関連施設の長寿命化施策について、高齢者に関連した公共施設は竣工から20年以上が経過し、老朽化が進んでおります。

地域福祉センター、元気プラザ、町立診療所及びほほえみくらすを改修し、長寿命化を図るため、令和8年度は各施設の実施設計を予定しております。

道路橋梁河川等継続事業についてでございます。

歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業はわだちぶれ等を解消し、安全な通行の確保を図るため、舗装面置換工事を675メートル予定しております。

橋梁長寿命化事業は、橋梁に補修等を行い延命化させ、トータルコストの削減を図る目的で古平大橋の修繕工事を予定しております。

また、昨年実施した検査を基に橋梁長寿命化計画の更新を行います。

河川維持事業は、チョペタン川、冷水川、丸山川、関口の沢川、出戸の沢川および浜町水路の河床掘削を昨年に引き続き実施してまいります。

公営住宅等長寿命化事業は、公営住宅の修繕コストの削減や事業者の平準化を図ることを目的に、清住団地の外壁改修工事と旭団地のひと棟4戸の解体工事を予定しております。

住宅リフォーム等支援補助事業は、エネルギー意識の高揚や安心安全で快適な住環境の促進を目的として、太陽光発電システム工事、耐震改修工事および下水道接続工事のいずれかを実施した方を対象に引き続き補助いたします。

基本方針2の「地域 健やかに暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、高齢者福祉施策について、令和9年度からスタートする第10期古平町高齢者福祉計画は、後志広域連合が策定する介護保険事業計画と一体のものとして策定する必要があります。そのため、町単独の高齢者生活支援ニーズ等調査及び健康意識調査を実施し、後志広域連合が実施した高齢者生活ニーズ調査の結果も踏まえ、必要とする方が医療、介護、介護予防などのサービスを切れ目なく一体的に利用できるよう、計画の策定に取り組んでまいります。

保健対策事業についてであります。保健対策事業については、町民一人一人が健康への高い関心を持つことで、病気の予防と重症化を防ぐことにつながるため、引き続き健康に関心の低い町民に対する健康診断やがん検診の勧奨を積極的に行ってまいります。また、検診日につきましては、対象者の要望を踏まえ、平日だけではなく日曜日にも検診日を設けるなど、より多くの方が受診しやすい体制を整えます。

地域医療の推進についてでございます。

町立診療所うみのまちクリニックは、一次医療機関として町民の生命と健康を守り、誰もが安心して生活できるよう信頼される医療の提供と患者目線の地域医療を推進してまいります。

一方で、医療や専門治療が必要とされる患者につきましては、引き続き小樽市などの二次医療機関へ適切な紹介を速やかに行ってまいります。また、医療機器の老朽化は診療に支障をきたすおそれがあるため、平成15年から使用している医療テレメーター一式の更新を令和8年度に予定しております。

す。

介護医療院についてでございます。

介護医療院うみのまちクリニックは、高齢社会を支える町内唯一の介護保険施設として、入所者が安心して療養生活を送ることができるよう、質の高い医療、介護サービスの提供や感染症対策、防災対策に引き続き最善を尽くしてまいります。

また、医療、看護、介護サービスの提供が安定して行えるよう、人材確保や離職者防止にも努めてまいります。

基本方針の3「人を育み、人を活かすまちづくりについて」でございます。

まず、地域おこし協力隊事業について。地域おこし協力隊事業は、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持強化を図ることを目的とした事業であります。

1月から観光推進員及び農業推進員を募集したところ、各1名の応募があったところであります。現在選考しているところですが、採用となった場合には、それぞれ観光協会の運営や町内農家に対する支援活動などに取り組んでもらうことになります。

その他の隊員については、令和7年度で任期終了となる1名は町内に定住し、地域資源の発掘や民泊業務を継続中の魅力発信推進員はイベント参加や民泊業務を、林業推進員は木製だるの製作を行っており、法人雇用の隊員につきましては、空き家の相談やスポーツを基軸とした地域活動を模索中と聞いております。

子育て支援についてであります。

令和8年4月から子育て家庭のための2つの新たな制度が始まります。

1つ目は、子ども家庭センターの設置であります。この子ども家庭センターは、母子保健分野と児童福祉分野が一体となり、妊産婦や子育て家庭の相談を受け、必要な支援を行う新しい福祉拠点の役割を果たすものであります。

当センターを設置することによって、町民課と保健福祉課がこれまで以上に情報を共有し、包括的に子育て家庭をサポートいたします。

2つ目は、「子ども誰でも通園制度」の開始であります。

先日の議会全員協議会でもご説明いたしましたが、3歳未満の子供が保護者の就労要件にかかわらず、時間単位で保育所等を利用できる制度です。

利用時間に制限はありますが、親も子も他者との関わりを持つことにより、リフレッシュや不安感の解消につながることを目的としております。本町では、今後も全ての子育て家庭を支援し、できる限りの環境整備に努めてまいります。

幼児センターについてであります。

認定こども園古平幼児センターみらいでは、引き続き、町内在住の子どもの保育料および給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、子どもたちの地域全体で育むとともに、行政連携の取組を強化し、一人一人が安心して学び、豊かに伸びる体制を充実させてまいります。

基本方針4「産業で活気あふれるまちづくり」についてでございます。

まず、農業の振興についてであります。

地域農業の担い手確保のため、本町に定住意欲のある地域就農者として自立を目指す地域おこし協力隊を現在選考中であります。

採用となった場合は、就農定着のため、関係部局と連携を図りながら支援を行ってまいります。

鳥獣被害防止対策についてでございます。

本町では昨年、ヒグマが6頭を捕獲されるなど、いつ被害が出てもおかしくない状況となっております。このようなことから、令和8年度はヒグマの捕獲・駆除を行う鳥獣被害防止対策実施隊員等の安全を確保するため、ヘルメットや防刃ベスト等を整備いたします。

さらには、人の生活圏での町長の判断で狩猟の実施が可能となる緊急銃猟制度について、マニュアルの策定や研修を行い、体制の整備にも努めてまいります。

また、増え続けているエゾシカやアライグマなどの有害鳥獣による農業被害を減らすため、3月末で計画期間が終了となる第5次古平町鳥獣被害防止計画を再考し、効果的な捕獲を実施いたします。鳥獣被害防止対策については、猟友会余市支部古平分区の協力が不可欠であることから、連携を図りながら適切な駆除を実施してまいります。

漁業の振興についてであります。

本町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、異常気象や海水温の上昇などにより漁獲量が減少傾向で厳しい状況が続いております。

安定かつ持続可能な漁業を推進していくため、ウニ種苗、ヒラメ稚魚及びナマコ種苗の放流事業に対して、引き続き助成いたします。

また、東しゃこたん漁協古平地区浅海漁業部会の磯焼けの解消を目的に、海藻の成熟に必要な鉄分等の資材を海岸に埋設する藻場再生敷地事業に対しては、一定の効果が見られたことから、引き続き支援してまいります。

ふるさと納税についてです。

令和7年度のふるさと納税の寄付状況は、2月末現在で寄付額が3億208万円と大きく減少しております。

主な要因は、米の価格高騰などの物価高の影響により、他市町村の日用品やお米といった返礼品に寄付が流れてしまったのではないかと分析しております。

また、総務省は、来年度から令和11年度にかけ、ふるさと納税の経費の割合を現在の50%から40%へ段階的に減らし、共に経費の内訳をホームページで公表することを含めており、より制度の明確化を図ることとしております。

これにより、令和8年度以降、一層ふるさと納税の寄附状況は厳しい状況が予想されます。

本町としては、地道に各ポータルサイトのページの更新や新たな返礼品の追加の検討を行い、特産品の知名度の向上に引き続き努めてまいります。

制度の本旨を十分に理解し、新基準を遵守するため、返礼品の提供業者と連携を図りながら、経費の見直しなどに対応していきたいと考えていきます。

次に、商工業の振興についてでございます。

町内経済の活性化及び町民の皆さんの消費の下支えを目的として、地域応援商品券2万円を4月初旬に全世帯に郵送で配布いたします。

また、商工会が例年実施しているプレミアム商品券復興事業及び飲食・小売業応援スタンプラリー事業については、令和8年度も引き続き助成いたします。

新たに創業する者や事業の追加、転換をする者への経費の一部を補助する古平町創業等支援事業では、令和7年度に新たに2件の創業がありました。令和8年度も引き続き支援を実施して、町内の経済活性化を図ってまいります。

観光業の振興についてでございます。

令和7年4月に道の駅ふるびらたらこミュージアムがオープンし同年9月には目標としていた来場者数が30万人を突破するなど、多くの皆様に来場していただきました。しかしながら、10月の三連休を過ぎた頃から大幅に来場者が減少し、閑散期のような風景に課題を残しております。

令和8年度は指定管理者と協議し、町民還元祭や地場産野菜を提供するマルシェを引き続き実施するほか、海産物を提供するイベント等の実施を検討し、より多くの観光客等に来ていただける道の駅を目指してまいります。

また、観光客が長く町内に滞在するような仕組みを構築するなどの取り組みを進めるため、観光協会に新たな人材を配置いたします。

最終的には、当協会が自主的に運営できることを目指し、新たな観光コンテンツの開発や運営について支援してまいります。

基本方針以降、変化に負けない足腰の強いまちづくりに努めております。

北後志衛生施設組合旧衛生センターについて、北後志におけるし尿処置施設であった旧衛生センターは、下水道広域化推進総合事業により余市町下水道施設へ統合され、令和7年3月でその役目を終えたところであります。

本施設の解体は、令和8年度から9年度までの2か年事業で、令和8年度は組合予算で約4億1,600万円の費用を計上しております。

費用負担については、国の補助金および起債の活用により各町村の負担を最小限に抑えるよう、組合と余市町財務部局で調整を図っていくと聞いております。

令和8年度各会計予算についてでございます。

古平町の財政は財政規模が小さいこともあり、一つの要因で簡単に好転することもあれば悪化に陥ることもある不安定な財政状況であります。

今後の地方交付税の動向、国庫支出等の公債費の償還及びふるさと納税の状況を勘案すると、決して余裕のある財政状況であるとは自信を持って言い切ることはできません。常に健全な財政を維持するために、令和8年度にはすべての事業を分野横断的に再点検し、取り捨て選択を行いながら財源配分し、予算編成を行いました。

令和8年度の予算規模は一般会計42億400万円、特別会計5億2,120万円、

公営企業会計6億6,581万円の合計53億9,101万円であります。

前年度と比較しますと、一般会計では1億7,500万円増で対前年比4.3%増、特別会計と公営企業会

計を合わせた総額では1億1,047万円増で同10.3%増となりました。

予算の特徴としましては、一般会計の物件費が対前年比10.9%増となっております。

その主な要因は、物価高騰に伴う各種委託料の増のほか、元気プラザ、地域福祉センターおよびほほえみくらすの改修に伴う実施設計、古平小学校フィルター棟フィルター交換業務を令和8年度に予算計上したためであります。

また、補助費等は古平地域応援事業給付金の実施等により同8.0%の増、繰出し金も各会計の繰出し金等8.1%増となっております。一方、歳入は町税が同10.2%増の2億4,219万円、地方交付税が同0.5%増の20億4,000万円、財源不足を補う財政調整基金などの繰入金と同27.5%増の4億7,450万円となっております。国民健康保険事業特別会計は、後志広域連合負担金が減少したため、対前年比7.1%減、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増加したため、同22.3%増、介護保険サービス事業特別会計は介護医療院事業費の増加により同7.0%増、診療所運営事業特別会計は医療機器等の購入により同13.5%増となっております。

以上、町政運営を進めるにあたっての私の所信の一端を述べさせていただきました。

令和8年度の町政執行にあたりましては、引き続き、町民の皆様との会話を重視するとともに、私をはじめ職員が一丸となって町民の皆様としっかりと向き合い、共に議論しながらまちづくりを進めたいと考えております。

初心を忘れず、町民の付託に応えることができるよう、引き続き精いっぱい取り組む覚悟であります。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、令和8年の町政執行方針といたします。

ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 以上で町政執行の方針を終わります。次に、教育行政執行方針について教育長。

○教育長（三浦 史洋君） 議員の皆様には日頃より本町の教育行政に対し、深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。

ここでは、全体を二つに分け、前半に新年度執行方針、後半に行政報告を記載しております。

はじめに、令和8年古平町議会第1回定例会の開会に当たり、所管する教育行政の執行方針について申し上げます。

今、世界では人、モノ、カネ、情報がグローバルに流通し、産業構造や社会システムが激しく変化しています。AIの実装など、デジタル技術の目まぐるしい発展が止まることのない時代に突入しています。

我が国では、2040年には少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれています。2040年の就業構造の変化推計によると、職種により余剰や不足が生じる労働力需給ギャップや、いわゆる理系人材の不足が生じる可能性があるとして指摘されています。

AIが様々な情報を処理する時代においては、多様な個性や能力を活かして「自ら問いを立てる力」、「他者と共に価値を創り出す力」を身につけているか、そういったことが評価事項とされるでしょう。

このような中、次代の担い手となる古平の子供たちが、自らの人生を舵取りする力を身につけるよう、古平町の目指す子供の姿を、「真実を見極める力をつけ、新しいことに挑戦する子供」と掲げ、学校、家庭、地域、行政が連携し、適切な教育施策に取り組んでまいります。

さらには、誰もが生涯を通じて活躍することができるよう、自らの可能性を最大限に伸長することのできる「学習」や「活動」の機会提供に努めます。

第5次古平町社会教育中期計画に基づき、各種事業や活動を積極的に推進します。

それでは、「古平町教育大綱」の3つの基本方針に沿って、それぞれの重点的な取組を申し上げます。

1 持続可能な社会の創り手を考える 1点目は、新しい時代に必要となる資質・能力の育成です。児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、子どもたちに生きる力の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育み、知・徳・体のバランスの取れた人づくりを目指し、主体的に社会と関わる力を育てます。

具体的には、学習習熟度に応じた指導を一層推進させるために、現在導入している AI ドリルを入れ替え、新たな AI ドリルを導入します。

新たな AI ドリルは、個々の解答の間違い方に基づき、次の問題が出題され、スモールステップよりさらに小さなナノステップによる出題が特徴であり、学習のつまづきが無くなることを期待しています。

また、一人一台端末をさらに活用し、「協働的な学び」を促進します。

学習意欲の向上および家計支援の取組として行ってきた漢字検定、英語検定料の助成について、受験率が低いことから助成対象とする検定を拡充し、新たに算数・数学検定、歴史検定、理科検定を助成対象とします。

健やかな体づくりについては、基礎体力の向上や運動に親しむ態度を育み、たくましく健康な体を持つ児童生徒を育成します。また、学校給食については、徹底した衛生管理のもと、バランスの取れた給食で児童生徒の身体の育成と体力の向上を図り、また、地場産食材を積極的に活用して、安全で安心できる給食提供により、健やかな成長を支えます。

さて、学校給食費については、令和8年度から国の給食費負担軽減交付金が公立小学校児童を対象に導入されますが、食材費等の価格高騰の影響を受け、給食費実質単価は上昇しています。町では、8年度も値上げはせず、不足相当分は町からの支援という形で、令和7年1月から続けている当町の児童生徒給食費無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。

2点目は特別支援教育の充実です。

インクルーシブ教育の理念に基づき、特別な支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を整備します。

当町においても、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを就学前から事前に把握し、適切な指導および必要な支援を行えるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の整備を図ってまいります。

3点目はふるさと教育の充実です。

様々な体験活動を通して、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域社会に関わる意識や郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育の充実に努めます。

具体的には、身近な史跡であるフゴッペ洞窟の見学や、修学旅行での大船遺跡の見学など、地域・北海道の歴史を知ること、古平町の祭りや歴史について学ぶことで、ふるさとの大切さを実感するなど、小中9年間を見据えてのふるさと教育の推進を図ります。

4点目は環境教育の充実です。小中学校において海洋環境教育を進め、地域における環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会作りへの意欲を高めるための取組を推進します。漁協青年部による出前事業、小樽水産高等学校古平栽培漁業実習場での乗船実習などや海域清掃を通して海洋環境教育を充実させます。

2 子供の学びと育ちの環境を整える。1点目は教育DXの推進です。

教育においてICTの活用が日常化するよう情報モラルを含む情報活用能力を育成するため、デジタル教材や学習支援ソフトの活用など教育DXに努めていきます。

新しくするAIドリルやロイロノートといった学習支援ソフトの他にも、近年進展が目覚ましい生成AIの学校現場での活用を検討します。

しかしながら一人一台端末を使用したICT機器の活用は、インターネットを使用することも多く、インターネットは近年問題となっている闇バイトやいじめにつながるなど、安全とは言えない側面もあることから、インターネットフィルタリングソフトを導入し、インターネットの脅威ら児童生徒を守ります。

2点目は学校における働き方改革です。

教員が子供たちと向き合う時間を確保できるよう、ICTの活用による校務効率化の推進、保護者・地域との連携協働など、学校における働き方改革を推進します。

具体的には、校務支援システムと自動で連携する保護者連絡ツールの導入や、学校に留守番電話機能の新設を行うなど、教職員の働き方改革を進めています。

3点目は部活動の地域展開です。

現在、北後志5町村と広域連携による中学校部活動の地域展開を目指し、協議を進めております。また、その間は外部指導者の協力を得るなどして教員の負担軽減に取り組んでいます。

4点目は幼小連携です。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期においては、遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えをさらに伸ばしていくことが必要とされています。様々な違いを有する幼小間で円滑な接続を図ることは容易ではありません。ですが、関係者が立場を超えて連携・協働することで、この「架け橋期」（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の質を保障することは可能となります。

当町では、職員相互で保育参観・授業参観をし、行事に招待参加するなど、幼児と児童の交流に取り組んでいます。また、幼小合同の年間計画をかけたの連携接続や架け橋カリキュラムの作成など、積極的に取り組みを行っています。

3生涯を通じて学び続ける人を育む 冒頭に申し述べた社会教育中期計画に基づき事業を展開して

いきます。

1点目は古平町図書館についてです。子供からご年配の方まで、あらゆる年代の「生涯学習の拠点」としての機能、図書館に行けば誰かに会える「憩いの場」としての機能を備えた施設づくりを目指して、引き続き蔵書の充実や期間展示の実施、読書週間等に合わせ各種イベントを開催していきます。施設環境面では、本年度、図書の日焼け防止のため、図書館の西窓に紫外線カットフィルムを設置する予定です。

町民のご意見やご要望に耳を傾けながら、充実した図書館になるように取組みを継続いたします。2点目は芸術文化鑑賞事業です。

多くの町民に芸術文化に触れる機会を提供する目的で、今年度は北海道電力主催の北電ファミリーコンサートを12月に開催する予定です。「札幌交響楽団」の素晴らしい演奏をお楽しみいただけます。

3点目は、B & G海洋センターの設備改修です。

昨年度は経年劣化していた外壁の長寿命化工事をさせていただきました。今年度は電気設備の改修工事を行い、耐用年数を迎えた設備の更新を実施します。また、センターインストラクター養成研修に町職員を派遣し、海洋スポーツの専門知識と技術を指導できる人材を育成します。

なお、古平ロードレース大会については、1月30日の議会全員協議会で報告のとおり、令和8年度の開催は中止とします。

本大会は廃止するものではなく、今後の熊の出没状況や関係機関の見解を踏まえながら、再開の可能性について引き続き検討してまいります。

以上、教育行政執行にあたり、目指す方向性及び重点的な取組について申し上げます。

教育委員会は、総合教育会議等で町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育の課題やあるべき姿を共有することで、効果的に教育行政を推進してまいります。

さらには、教育関係者や各種団体との協力を得ながら、「この町に住んでいて良かった」とすべての町民に言っていただけるように、教育振興に全力を傾けます。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様のなご一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

続きまして、前回定例会以降の諸般につきましては、教育行政報告を申し上げます。学校教育活動等についてです。

はじめに、今冬は暴風雪による悪天候に伴い、2月6日、小中学校両校を、2月19日に小学校を臨時休校といたしました。

2月25日、小学校では、4月に入学する令和8年度新入学児童の一日体験入学を行いました。

入学予定児童は8人で、子どもたちは現1年生と一緒に図工の授業を体験しました。

その後、保護者も加わって給食試食会を行い、ポークカレーをはじめ、ベーコンとコーンのソテー、フルーツゼリー、倉島牛乳を提供しています。

保護者からは「手作りと聞いていたので楽しみに来ましたが、レベルが高くびっくりしました。」

「見た目もバランスも考えられていたので安心しました」と好評のご意見をいただきました。

子供たちからは「カレーは家のよりおいしい。」「学校に来るのが楽しみになった」、と、なんと

も正直というか微笑ましい声が上がっています。

高校入試が次の日程で開催されています。

2月13日私立高校A日程試験、2月17日私立高校B日程試験、3月4日道立高校試験です。今後の予定は次のとおりのとおりです。3月17日公立高校合格発表日、

昨年、第2回定例会で財産取得の議決をいただきました古平町立学校情報端末機器購入事業（タブレット更新）に関しては、順調に進捗し、3月下旬に各学校へ納品予定となっております。

令和7年度卒業式は、中学校が3月13日、小学校が3月19日に挙行されます。

小中学校等の春期休業は3月25日から、8年度入学式始業式は4月6日となっております。

学校給食についてです。

児童生徒を対象に、今年度も給食アンケートを実施しました。

集計結果の主なものは次のとおりです。

「給食は好きですか？」の問いに対し、大好き・好きと回答した割合は97%、「給食は美味しいですか？」の問いには、美味しい、少し美味しいと回答した割合は99%でした。

生涯学習・スポーツについて。

1月8日、小中学生を対象とした書初め大会を開催しました。当町ALTも加わり、21人が力強い筆さばきで作品を完成させております。

「二十歳を祝う会」を1月11日複合施設大ホールで開催いたしました。

当日はインドネシアからきている一人を加えた二十歳の20人が出席し、久しぶりの再会を喜び談笑しておりました。

1月24日には、健康教室「リラックスヨガ&リズムエクササイズ」を開催、2月14日まで全4回の日程で延べ68人の方が音楽を聴きながら体を動かして冬期間の運動不足を解消しております。

2月11日には、キロロスキーツアーを実施、34人が参加して白銀の世界を満喫いたしました。

古平町図書館の利用状況についてです。今年度実績は2月末日時点で、延べ貸し出し者数999人、貸出冊数3,859冊、来場者数20,360人です。また、累計の図書館利用カード作成者数は362人、蔵書数は17,092冊となっております。

以上、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1にとりまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君）以上で教育行政執行方針を終わります。休憩します。

休憩10時54分

再開11時08分

◎日程第5 議案第2号ないし日程第11 議案第8号

○議長（堀 清君）

日程第5、議案第2号、令和8年度古平町一般会計予算から、日程第11、議案第8号 令和8年度 古

平町公共下水道事業会計予算までを、一括議題とします。

初めに議案第2号 令和8年度 古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君） ただいま上呈されました議案 第2号令和8年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。古平町各会計予算書の3ページをご覧ください。

第1条として、歳入歳出予算の額を歳入歳出それぞれ 42億400万円とするものでございます。

以降、歳入歳出の款項の部分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」よりも。なお、4ページ5ページが歳入、6ページから7ページが歳出でございます。

第2条として、地方自治法 第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によります。8ページに記載のとおり、3億1,980万円の地方債の発行を予定しております。

第3条として、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は 5億円と定めるものでございます。

それでは、予算の内容を説明いたしますので、予算説明資料の準備を願います。

3ページをご覧ください。各会計予算総括ということで、一般会計予算額、令和8年度42億400万円、令和7年度は40億2,900万円でしたので、比較として1億7,500万円の増、増減率で 4.3%となっております。続いて 8ページ9ページをご覧ください。「5 歳出予算比較表・性質別内訳調書」でございます。9ページで説明させていただきます。

「1人件費」前年度比で 1,879万1,000円の増となっております。

大きな要因としては、退職手当負担金 2,146万3,000円の増で、令和7年度の4人の退職者にかかる追加負担金 2,085万円が発生したためでございます。

「2物件費」前年度比 8,997万7,000円の増となっております。

主な要因としては、委託料 7,021万円の増で、元気プラザ及び地域福祉センター改修事業実施設計業務委託料を968万円、温泉指定管理料（温泉ポンプ取替工事分）に伴う委託料が1,063万4,000円、古平小学校フィルター棟フィルター交換業務委託料 2,310万円の増によるものでございます。委託料は人件費や物価の高騰により、全般的に金額が増加してございます。

「3維持補修費」前年度比 253万8,000円の増となっております。

「4扶助費」前年度比 712万円の減となっております。

主な要因としては、児童手当 523万円、児童要保護・準要保護費 272万3,000円の減で、実態に合わせた予算計上の減となっております。

「5補助費」対前年度比 5,269万8,000円の増でございます。

主な要因といたしましては、ふるびら地域応援事業給付金3,200万円、廃棄物処理施設基幹的改良工事負担金1,598万1,000円、北後志消防組合負担金1,249万7,000円の増でございます。ふるびら地域応援事業給付金は重点支援交付金を活用し、全世帯に町内で使える商品券2万円を配布するため、廃棄物処理施設基幹的改良工事負担金は処理施設の整備に充てるため、北後志消防組合負担金は人件費、共同消防司令センターにかかる経費・活動服の購入費を含むため増となっております。

「6建設事業費」対前年度比71万円の増となっております。

主だった建設事業は後ほど説明いたします。

「7公債費」対前年度比191万9,000円の増となっております。

ほほえみくらす整備費、掖済会診療所有床維持など過去の起債の償還が終わった一方、庁舎整備や小中学校エアコンの設置などによる記載の償還が始まったため、若干の増となっております。

「8積立金」対前年度比 1,237万8,000円の減となっております。

ふるさと応援基金積立金で1,225万2,000円の減となっております。

「10貸付金」対前年度比288万円の増となっております。

専門職養成奨学資金貸付金の増でございます。令和7年度末現在で2名に貸付けを行っております。

「11繰出金」前年度比 2,504万5,000円の増となっております。

国保会計を除く全ての会計で増となっております。

「12予備費」対前年度比6万円減でございます。

以上が歳出でございます。

歳入を説明いたしますので、7ページをご覧ください。

「1町税」対前年度比 2,233万4,000円の増となっております。

主な要因は、固定資産税 2,067万6,000円の増で、これまで3年間課税標準特例で固定資産税が減免されていた風力発電施設にかかる固定資産税が課税されることとなったための増でございます。

「2-8地方譲与税等」対前年度比 2,016万7,000円の減となっております。主な要因は、地方特別交付金が 1,924万1,000円の減でございます。

昨年度までは先ほど説明いたしました風力発電にかかる固定資産税減免分が交付金として入ってきていましたが、今年はそれがなくなったための減でございます。

「9地方交付税」対前年比 1,000万円の増でございます。

普通交付税で 2,000万円の増、特別交付税で1,000万円の減でございます。

普通交付税につきましては、地方財政計画から推計したもののほか、再掲したものから以前から説明申し上げております令和4年度の錯誤分5,800万円を控除したものとなっております。

特別交付税につきましては、地域おこし協力隊などの制度を活用した場合の見込となっております。

「10分担金及び負担金」対前年比6万円の増でございます。

「11使用料・手数料」対前年比 45万4,000円の増となっております。

主な要因は公営住宅使用料165万5,000円の増でございます。

「12国庫支出金」対前年比 1,188万6,000円の増となっております。

主な要因は、重点支援地方交付金 3,165万8,000円、社会資本交付金（建設関係分） 3,479万4,000円の増でございます。

「13道支出金」対前年比 2,297万3,000円の減となっております。

大きな要因は放射線防護対策補助金568万6,000円の減、選挙費委託金555万8,000円の減でございます。

「14財産収入」対前年比11万6,000円の増でございます。

「15寄附金」前年比30万円の減となっております。

「16繰入金」前年比 1億248万8,000円の増となっております。

要因といたしましては、収支不足を補うための財政調整基金という基金が6,100万円の増、ふるさと応援基金 5,660万円の増でございます。

「17繰越費」科目設定でございます。

「18諸収入」対前年比 1,629万8,000円の減となっております。

大きな要因は海洋センター海域改修助成金 1,320万円、学校給食費収入 489万6,000円の減でございます。

「19町債」対前年比 8,740万円の増となっております。

32ページから33ページに起債情報調書を掲載していますので後ほど改めて説明させていただきます。6ページ下のグラフをご覧ください。

歳入の48.5%を地方交付税が占めている状況となっております。

続いて24ページをご覧ください。

「11職員給与費目的別内訳調書」ということで、人件費の内訳を記載しております。上段の表が一般会計分、下段の表が特別会計分でございます。

一般会計分は上の表の人数の合計欄に記載のとおり、特別職を含め 64名で積算し予算計上しております。続いて30ページ上段の表をご覧ください。

「13 会計年度任用職員目的別調書」を掲載しております。

これにつきましては、16職種33名での積算でございます。

総額合計で対前年比 566万2,000円の増となっております。

続いて31ページ、「15 地方交付税算出調書」でございます。

国が示した地方財政計画過去の実績、現状で把握している情報から、表の右下の方に記載のとおり18億7,000万円の算出でございます。続いて32ページ、33ページをご覧ください。

「16 起債状況調書」でございます。

令和8年度に発行する起債の一覧でございます。

32ページ下段の表のとおり、起債額 3億1,980万円に対する交付税措置額は 1億8,908万円となっております。続いて38ページをご覧ください。

「一般会計 事業別建設事業費調」ということで、令和8年度の建設事業の一覧でございます。表の左下合計欄のとおり、3億6,710万6,000円の建設事業費となっております。42ページから71ページに詳しく個別に建設事業を掲載しております。

今年度の特徴ある事業のみ説明いたします。48ページをご覧ください。

事業番号7番、地域福祉センター真空式ヒーター及び膨張タンク更新事業事業費 2,049万5,000円でございます。

次の事業内に記載のとおり、地域福祉センターの真空式ヒーター2基及び膨張タンクの更新を行うものでございます。

下段の「4 予算事業費内訳」の通り、来年内訳は調達 1,840万円、一般財源 209万5,000円となっ

てございます。続いて51ページをご覧ください。

事業番号10番、元気プラザおよび地域福祉センター改修事業 968万円でございます。次の事業内訳の記載のとおり、元気プラザ及び地域福祉センターの改修に向け、実施設計を行うものでございます。

下段「4 予算事業費内訳」の通り、財源の内訳は町債870万円、一般財源98万円となっております。続いて52ページをご覧ください。

事業番号11番、ほほえみくらす外壁等改修事業事業費616万円でございます。

次の事業内訳の記載のとおり、ほほえみくらすの改修に向け、実施設計を行うものでございます。

下段「4 予算事業費内訳」のとおり、財源の内訳は町債が550万円、一般財源66万円となっております。続いて62ページをご覧ください。

事業番号21、清住団地外壁改修事業事業費 7,360万円でございます。

次の事業費事業内訳に記載のとおり、清住団地の外壁等の改修工事とそれに伴う工事管理でございます。

下段「4 予算事業費内訳」の通り、財源の内訳は国の支出金が3,600万円。町債 3,600万円、一般財源160万円となっております。

65ページをご覧ください。

事業番号24、防災行政無線（同報系）更新事業でございます。

事業費が 710万円でございます。

2の事業内訳のとおり、防災行政無線（同報系）更新のための実施設計を行うものでございます。下段「4 予算事業費内訳」の通り、財源は町債 710万円となっております。以上が主だった建設事業でございます。

72ページをご覧ください。

「18 その他の事業の概要」ということで、77ページにかけてソフト事業を掲載してございます。本年度の特徴的なものについて説明させていただきます。

72ページ中段よりやや下、地域交通確保対策事業でございます。

高速しゃこたん号の廃止に伴う代替運行に係る経費を古平町地域交通活性化協議会に補助するため、対前年度比 493万円の増となっております。

次に、73ページ一番上、災害対策事業でございます。

小学校フィルター棟フィルター交換を行うため、対前年度比 1,904万円の増となっております。

76ページをご覧ください。

中段、家族旅行村運営事業でございます。

漏水調査を実施するため、対前年度比 210万9,000円の増となっております。

下段、公園維持管理業務でございます。

みどり公園の改修を行うため、170万円の増加となっております。

79ページから89ページは「19 主要な財政数値の推移」ということで、先ほど説明いたしました職員数、建設事業費などのこれまでの推移を掲載しております。

これまで説明なかった部分なのですけれども、88ページをご覧ください。

「10 基金残高の推移」ということで寄付者数でも乗せてございます。

予算計上通り、基金を繰り入れした場合、令和8年度末の新残高は、令和7年度末見込みから 3億3,142万3,000円減少し 28億7,597万9,000円となる見込でございます。

続いて、89ページをご覧ください。

ふるさと応援寄附金の推移です。令和8年度は下の表に記載のとおり、28事業に1億2,260万円を充当することとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

宜しくご審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）

議案 第2号 令和8年度古平町一般会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて議案第3号、令和8年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（五十嵐 満美君） 議案 第3号令和8年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。予算説明資料の方でご説明いたします。説明資料 94ページ、95ページをご覧ください。

令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億550万円で、前年度比 810万円の減となっております。歳入の方から説明いたします。

1款1項 国民健康保険税 6,134万8,000円で、前年度比 352万円の減額となっております。

保険税の実績及び算定状況につきましては、説明資料 98ページ、99ページに掲載しておりますので、どうぞご覧ください。

3款1項 他会計繰入金は 4,228万8,000円で、前年度比 109万4,000円の減、財政安定化支援事業繰入金の減少が主な理由となっております。

続いて、5款 諸収入、186万1,000円、前年度比 26万2,000円の減となっており、こちらは主に歳出で計上している健診委託料にかかる広域連合からの収入分が微減となっております。

続きまして、歳出のページになります。

1項1項、総務管理費 1億128万8,000円で、前年度比 1,048万2,000円の減でございますが、主な理由としては広域連合分負担金の減額と標準システム移行関係経費の減によるものです。

2款基金積立金、3款諸支出金は前年度同額でございます。

以上で令和8年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

○議長（堀 清君） 議案 第3号 令和8年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて議案 第4号 令和8年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（五十嵐 満美君） 議案 第4号令和8年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。同じく説明資料の方で説明いたします。説明資料104ページ、105ページをご

覧ください。

令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,490万円で、前年度比 1,550万円の増となっております。歳入の方から説明いたします。

1款1項後期高齢者医療費でございますが、前年度比 1,110万9,000円増の 4,946万8,000円となっております。

3款1項一般会計繰入金は前年度比 393万2,000円増の 3,425万4,000円で、基盤安定繰入金の増額が主な理由となっております。

5款 諸収入 3項受託事業収入において、健診委託料にかかる広域連合からの収入分が減額となっております。続きまして、歳出の説明に移ります。

1項1項、総務管理費 780万4,000円につきましては、前年度比 36万8,000円の増、人件費の増額分が主な原因でございます。

2項1項、後期高齢者医療広域連合納付金7,655万1,000円につきましては、広域連合の積算に基づき計上しており、前年度比1,511万4,000円の増額でございます。

3款諸支出金は昨年度と同額計上でございます。

以上で令和8年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 議案第4号 令和8年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第5号 令和8年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（和泉 康子君） 議案第5号 令和8年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書 303ページをご覧ください。

令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれで 2億950万円と定めるもので、前年度比 1,370万円の増となっております。

予算の款項、金額などに関しましては、第1表を306ページ、305ページに示してございます。それでは、歳入について説明いたします。316ページ、317ページをご覧ください。

歳入予算1款1項、介護給付費収入7,907万6,000円の計上で、前年比127万3,000円の増でございます。これは、4事業所で実施しております5つの介護サービス事業の給付費を計上しております。

1目居宅介護サービス費等収入では、デイサービス、元気プラザでのショートステイ事業、2目では要支援者に対する要望プラン作成に払われる給付費でございます。

3目は、介護医療院における入所とショートステイ事業の介護給付費収入でございます。増額の大きな要因は、介護医療院の稼働率を勘案しまして、両者の増を踏まえた計上となっております。

1款2項、自己負担金収入1,964万円の計上で、自己負担に伴うサービスの3事業所4事業分の収入でございます。

次のページ 318ページ2款1項 一般会計繰入金 1億1,037万8,000円で、前年比 939万7,000円の増となっておりますが、これは 四つのサービス事業所の歳入歳出調整の結果であります。

詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。320ページ、3款繰越金は項目設定で1,000円、322ページの4款諸収入につきましては、端数調整として40万5,000円となっております。続きまして、歳出のご説明をいたします。

326ページ、1款1項、居宅サービス事業費4,150万円で、前年度比140万4,000円の減額です。デイサービス、ショートステイ等で減額となりました要因は、社会福祉協議会のデイサービス運営委託料の指定管理料のうち、人員配置を変更いたしまして、人件費等の経費のものでございます。

1款2項、介護予防支援事業費5万7,000円で、予防プラン策定費用の委託料を、過去の実績と要支援認定者数の状況を勘案して、ほぼ前年度同額しております。

1款3項 施設サービス事業費1億6,718万4,000円で、前年度比1,492万円の増となっております、その大きな要因といたしましては、介護医療スタッフ人件費及び物価高騰等によるものでございます。次のページ、12節の委託料につきましては、各業務が値上げとなっております、そちらの方で700万円ほど前年度より増額となっております。330ページ2款1項、予備費は759万円でございます。結果、一般会計繰入金のいわゆる赤字補填は、任意事業の収入不足額から短期入所と介護予防プランの黒字分を差し引いた1億1,037万8,000円を一般会計から受入れるものです。

4事業所が実施する介護サービス会計としまして、前年度比939万7,000円の増となっております。次に予算説明資料の114ページをご覧ください。

4つのサービス事業収入につきまして、事業費と、その財源につきまして、図式で示してございますので、後ほどご質問ください。

以上で令和8年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 議案第5号 令和8年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の提案理由の説明が終わりました。

続いて議案第6号 令和8年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を求めます。診療所事務長。

○古平町長率診療所事務長（細川 武彦君） 議案第6号 令和8年度古平町立診療所運営事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算書351ページをお開きください。

歳入歳出予算として、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,130万円と定めるもので、前年度比1,440万円の増となっております。

第2項歳入歳出予算の官公の区分及び当該区分毎の金額は、第1項歳入歳出予算によります。次の352ページ、353ページにお示ししております。

それでは、歳入からご説明いたします。

説明資料120ページをお開き下さい。

1款 診療収入、1項保険診療収入3,198万2,000円の計上で、前年度比17万2,000円の増となっております。

2項 保険外診療収入14万6,000円の計上で、前年度比7,000円の増となります。

それぞれ令和7年度実績見込みにより、積算しております。

2款 介護サービス収入1項介護給付費収入及び2項一部負担金収入はともに 1,000円の計上で、前年度と同様であります。

こちらは居宅療養管理指導などの介護サービスを実施した場合の科目設定でございます。

3款 使用料及び手数料1項 使用料 853万5,000円の計上で、前年度比 534万5,000円の増となっております。

令和7年度実績見込により積算し、予防接種手数料が前年度比 505万3,000円の増となっております。

2項、手数料 34万3,000円の計上で、前年度比 1万5,000円の増となっております。

過去3年分の実績の85%で積算しております。

4款 繰入金 1項繰入金 7,798万1,000円の計上で、前年度比 655万1,000円の増となっております。

これは、診療所運営事業の赤字補填分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5款 諸収入1項雑入については1,000円を計上しております。

6款 道支出金 1項 道補助金231万円の計上で、医療機器である医療テレメーターの更新費用 462万円に対する医療施設等設備整備費として 2分の1の補助を受けるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

1款 総務費 1項総務管理費 1億635万4,000円の計上で、前年度比 979万9,000円の増となっております。

修繕が数カ所必要となったことによる修繕費の増加、電話設備更新に伴う工事請負費の増、医療テレメーターの更新に伴う備品購入費の増などが増額の主な要因であります。

2款 診療事業費 1項診療費 1,457万3,000円の計上で、前年度比 461万9,000円の増となっております。

医療材料費等がワクチン購入費の増や物価高騰などを見込み、前年度比約 410万円の増となったことが総額の主な要因であります。

3款 予備費 第1項予備費につきましては、37万3,000円を計上しております。

以上で令和8年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 議案第6号 令和8年度古平町立診療所運営事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第7号 令和8年度古平町簡易水道事業会計予算の説明を求めます。

建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（大原 康弘君） 只今上程されました議案第7号、令和8年度古平町簡易水道事業会計予算のご説明を申し上げます。

別冊の古平町公営企業会計予算書3ページをお開きください。

第3条からご説明いたします。

第3条収益的収入及び支出について定めております。

かっこ書きにつきましては、営業費用の委託費420万円の財源に充てる企業債420万円を借り入れす

る旨を定めております。

収入の総額は、第1款事業収益 1億5,642万6,000円、内訳は第1項営業収益、第2項営業外収益となっております。

支出の総額は、第1款事業費用 1億2,827万1,000円、内訳は第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費となっております。4ページ5ページをご覧ください。

第4条につきましては、資本的収入および支出について定めております。かっこ書きにつきましては、基本的収入額が基本的支出額に対して不足する額、2,308万円2,000円は繰入金 2,308万円2,000円で補填する旨を定めております。

収入の総額は、第1款資本的収入 1億8,753万円、内訳は第1項企業債、第2項補助金、第3項他会計負担金であります。

支出の総額は第1款資本的支出 2億1,061万2,000円、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金となっております。

第5条では、企業債で負債の目的や期限を定めております。

第6条では、一時借入金でその限度額を定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第8条では、議会の決議をしなければ流用することのできない経費について定めております。次に、8ページ9ページをご覧ください。

予算実施計画についてご説明いたします。

ここでは、収益的収入および支出と、資本的収入および支出の各項目の主なものについてご説明いたします。それでは8ページをご覧の収益的収入からご説明いたします。

1款1項1目、給水収益 8,559万円。こちらは水道料金が計上されております。同項2目受託事業収益 689万円、消火栓更新工事が計上されております。

同項3目、その他営業収益 68万5,000円、下水道使用料賦課徴収受託料などが計上されております。一つ飛ばしまして、1款2項2目加入金 3万9,000円、新設加入負担金が計上されております。

同項3目、長期前受金戻入 5,298万円です。

こちらは減価償却に対し、国庫補助金が増収益しているものとして会計上、計上されているものです。

同項四目、消費税及び地方消費税還付金で750万円計上されております。

一つ飛ばしまして、同項6目他会計負担金 274万円、企業債償還利子に対する一般会計負担金などが計上されております。

次に、収益的支出でございます。

1款1項1目、原水及び浄水費、3,323万9,000円。浄水施設の維持管理費が計上されております。

同項2目配水及び給水費 459万1,000円、配水設備の維持管理経費が計上されております。

同項3目、受託工事費689万円、消火栓更新工事を受託して発注する費用などが計上されております。

同項4目、総係費1,996万1,000円、会計の運営に伴う職員人件費や公営企業会計の支援業務委託料などが計上されております。

同項5目、減価償却費 5,660万8,000円、実際の現金支出はございませんが、会計上、計上されているものでございます。

同項6目、資産減耗費185万1,000円、こちらは今年度量水器更新工事に伴い受託する資産を計上しているものでございます。

1款2項1目 支払利息及び企業債取扱諸費213万円、企業債償還利子が計上されております。

1款3項1目予備費、300万円の計上でございます。

次に9ページ、資本的収入でございます。

1款1項1目建設改良等企業債 1億2,000万円、水道施設更新工事の財源として発行される企業債が計上されております。

1款2項1目の国庫補助金 6,000万円、先ほどの水道施設更新工事の国庫補助金となります。

1款3項1目 他会計負担金753万円、企業債償還元金に対する一般会計の負担が計上されております。

次は資本的支出でございます。

1款1項1目建設改良費 1億9,274万円、水道設備更新工事や量水器の更新工事費などが計上されております。

1款2項1目建設改良等企業債償還元金 1,787万2,000円、企業債の償還元金が計上されております。次に10ページをご覧ください。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

こちらにつきましては、年度内のお金の流れを表したものとなり、1 業務活動によるキャッシュ・フローでは、収益的収支のお金の流れで、収支につきましてはページ中段あたりに記載されております2,361万強のプラス、

2 投資活動によるキャッシュ・フローは資産の取得や補助金などの収支で 1億1,374万強のマイナス、

3 財務活動によるキャッシュ・フローは企業債収入と企業債償還による収支で、1億632万強のプラスとなっております、下から3行目に合計額として1,619万強の資金増加となっております。

下から 2行目の資金期首残高は年度当初の資金を表し、一番下にあります資金期末残高として 2億3,333万2,945円が令和8年度末の残高となる予定でございます。

次の12ページ13ページにつきましては、職員2名分の給与費明細書でございます。

それで続いて次の14ページ、令和7年度の予定損益計算書でございます。

こちらにつきましては、1年間の収益費用の推移額を示しており、前年度の予定損益計算書を載せることとなっております。

1、営業収益と 2、営業費用の合計はページ中段右側に記載されております営業損失として 4,736万強の計上そこに3、営業外収益と4の営業外費用を合計しますと、右端の下から4行目、経常利益として 2,066万2,012円となり、下から3行目の当年度純利益と同額となる予定でございます。次に 16ページ17ページをご覧ください。

令和8年度予定貸借対照表でございます。

こちらは予算の通りに執行していた場合に、年度末である令和9年3月31日時点でどれくらい資本が

残るかを表しております。16ページ資産の部、1の固定資産と2流動資産を合わせた資産合計は、最下段12億7,044万1,689円の予定でございます。17ページ負債の部、3の固定負債、4流動負債、5繰延収益を合わせました負債合計がページ中段二重下線の9億8157万強、資本の部、6の資本金、7剰余金の資本合計が下から2段目の2億8,886万強、最下段の負債と資本の合計が12億7,044万1,689円となり、前ページの資産合計と一致してございます。

18ページと19ページの予定貸借対象表となりますが、そちらは令和7年度末時点の予定でございます。

先ほどの令和8年度の説明と重複する部分がありますので、説明は割愛させていただきます。

20ページにつきましては、注記表で重要な会計方針に関わる事項に関する注記など、21ページ以降につきましては、参考資料として予算参考資料を掲載しております。

以上で令和8年度古平町公営企業予算の説明を行わせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩12時00分

再開12時53分

○議長（堀 清君） 引き続き議会を開きます。議案第7号、令和8年度古平町簡易水道企業会計、予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて議案 第8号、令和8年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を求めます。

建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（大原 康弘君） 議案 第8号令和8年度古平町公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の公営企業会計予算書の31ページをお開きください。

第3条からご説明いたします。第3条は収益的収入及び支出について定めております。かっこ書きにつきましては、営業費用の委託費380万円の財源に充てる企業債 380万円を借り入れる見込みを定めております。

収入の総額は 第1款 事業収益 1億7482万 8,000円、内訳につきましては、第1項営業収益、第2項営業外収益となっております。

支出の総額は第1項営業費用1億7,299万6,000円、内訳につきましては、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費となっております。

1枚めくっていただきまして、32ページ33ページをお開きください。

第4条につきましては、資本的収入及び支出について定めております。

かっこ書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,683万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,374万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金309万6,000円で補填するものと定めております。

収入の総額は、第一款 資本的収入 1億3,710万円、内訳につきましては、第1項企業債、第2項他会計補助金、第3項補助金、第4項負担金等となっております。

支出の総額は、第1段資本的支出 1億5,393万9,000円、内訳につきましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金となっております。

第5条では、企業債で記載の目的や限度額を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めております。

第9条では、他会計からの補助で、一般会計からの補助を受ける金額を定めております。

次に、36ページ37ページをお開きください。予算実施計画についてご説明いたします。

それでは、収益・収入及び支出と資本的収入及び支出の各項目の主なものについてご説明いたします。

それでは、36ページ収益・収入からご説明いたします。

第1款1項1目下水道使用料で 3,126万8,000円が計上されております。

同項2目その他営業収益5万1,000円、各種手数料が計上されております。

1款2項2目他会計補助金 1,633万6,000円、一般会計からの補助金で赤字補填分が計上されております。

同項3目他会計負担金4,978万3,000円、一般会計が負担する繰出し基準に基づいた一般会計からの収入が計上されております。

同項4目長期前受金戻入7,738万7,000円。

こちらは減価償却に対して補助金などを収益したとして会計上計上されているものです。

次に、収益的支出でございます。

第1款1項1目菅きょ費538万円、下水道関係の維持管理経費が計上されております。同項2目ポンプ場費702万1,000円、ポンプ場の維持管理経費が計上されております。

同項3目処理場費 3,610万6,000円、下水処理場の維持管理経費が計上されております。

同項4目総係費2,320万円。会計の運営に伴う職員人件費や公営企業会計の支援業務委託料などが計上されております。

同項5目減価償却費、8,885万7,000円。実際には現金での支出はございませんが、会計上が計上されております。

同項6目資産減耗費16万円、こちらは今年度更新するマンホールポンプ所の電気設備更新工事に伴う資産の受託分が計上されております。

1款2項1目 支払利息及び企業債取扱諸費936万1,000円、企業債償還利子が計上されております。

同項2目 消費税及び地方消費税として150万円が計上されております。

1款3項1目予備費として 141万1,000円の計上となっております。

次の37ページの資本的収入及び支出でございます。

第1款1項1目建設改良等企業債 1,670万円、処理場機械設備更新工事などの財源として発行される企業債が計上されております。

1款2項1目他会計補助金1億円。資本的収支の不足を補填する一般会計からの補助金が計上されてお

ります。

1款3項1目 国庫補助金、1,930万円、機械設備更新工事などの国庫補助金が計上されております。

1款4項1目 他会計負担金109万9,000円、特別措置分の企業債元金に対する一般会計の負担が計上されております。次は下段の表、資本的支出でございます。

1款1項1目 建設改良費 3,823万円、処理場機械設備更新工事などが計上されております。

1款2項1目建物改良等企業債償還金 1億1,570万9,000円、企業債償還金が計上されております。次に38ページをお開きください。

令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1業務活動によるキャッシュ・フローの収支はページ中段あたりに記載されております1,536万円強のプラス。

2投資活動によるキャッシュ・フローの収支は 8,140 万強のプラス。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー収支は 9,520 万強のマイナス。

以上を合わせました合計額は下から三行目、資金増加額（又は減少額）にあります156万6,351円の資金増加となっており、資金期末残高は1,953万5,707円の予定となっております。次に40ページ41ページにつきましては、職員2名分の給与費明細書でございます。次に42ページをご覧ください。

令和7年度の予定損益計算書でございます。1営業収益と営業費用の合計は、ページ中段に記載されております営業損失として 1億3,441万円強を計上し、

そこに3 営業外収益と4 営業外費用を合計しますと、下から4行目経常利益として 468万7,720円となり、下から3行目の当年度純利益も増額となる予定でございます。次に、44ページ45ページを開いてください。

令和8年度予定貸借対照表でございます。

こちらは令和8年度末である令和9年3月31日時点の予定でございます。

44ページ、資産の部 1 固定資産と2 流動資産を合わせた資産合計が29億43万強、次の45ページ、負債の部、3固定負債、4流動負債、5繰延収益を合わせました負債合計が、ページ中段に下線で記載されております25億8,698万強、その下の資本の部、6資本金、7剰余金を合わせました資本合計が3億1,344万強となっており、最下段の負債と資本の合計が 29億43万1,886円となり、前ページの資産合計と一致してございます。

次の46ページ47ページは令和7年度の予定貸借対照表でございます。

令和7年度末時点の状況を表しております。

先ほどの令和8年度に重複する部分もありますので、説明は割愛させていただきます。

次の48ページにつきましては、注記表、49ページ以降につきましては、参考資料として予算明細書を掲載してございます。

以上で令和8年度古平町公共下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）以上で日程第5、議案第2号令和8年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第8号令和8年度古平町公共下水道事業会計予算までの説明が終わりました。

本件につきましては、例年、全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。お諮りします。

本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。したがって、議案 第2号から議案 第8号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩13時05分

再開13時11分

◎日程第12 議案9号ないし日程第16 議案第13号

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程 第12、議案第9号令和7年度古平町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君）

只今、上呈されました議案第9号令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明をいたします。議案の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,968万5,000円を減額し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ41億8,471万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

なお、議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ5ページが歳出でございます。

議案の1ページに戻ってください。

今回の補正予算では、第2条で債務負担行為、第3条で地方債を補正することを既定しています。6ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正であります。あいランド広場の指定管理、地域公共交通活性化協議会の事業、スクールバス運行业務の委託、いずれも令和7年中に契約を結ぶ必要がございますので、今回債務負担行為として追加させていただくものでございます。

下の第3表、地方債補正は、起債の目的に掲載の事業の事業費が確定いたしましたので、それに合わせて記載の金額を補正するものでございます。

ここまでが議会の議決事項となっております。

それでは、第1表の具体的な内容をご説明いたしますので、別冊の議案 第9号説明資料をご覧ください。

歳出から説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

予算科目の項ごとに説明いたします。

なお、今回の補正は年度末の補正でございますので、説明欄に記載の項目で説明のなかったものは決算見込に合わせた整理補正であることをご理解願います。

2款 総務費1項総務管理費 既定の予算から3,319万7,000円を減額し、4億7,443万7,000円とするものでございます。

5目財産管理費で町有建物除排雪委託料に不足が生じたため、321万4,000円を増額するものが整理補正以外での補正でございます。

2項、徴税費の既定の予算から105万円を減額し、1,603万1,000円とするものでございます。

3項 戸籍住民基本台帳費、既定の予算から78万3,000円を減額し、1,013万9,000円とするものでございます。

4項選挙費、既定の予算から367万5,000円を減額し、876万7,000円とするものでございます。

8ページ 9ページをご覧ください。

3款 民生費 1項1目社会福祉費 既定の予算から1,939万6,000円を減額し、7億7,033万7,000円となるものでございます。

動項3目元気プラザ管理費で使用量増加に伴う燃料費、光熱水費、防火シャッター修繕料で282万8,000円を増額しています。

同項5目老人福祉費では、事務費及び一般生活費の改定がありましたので、老人福祉施設扶助費4万5,000円を増額しています。

2項、1目児童福祉費 既定の予算から670万円を減額し、8,383万2,000円とするものでございます。児童手当ですが、支給年度の見直しにより、これまで2月、3月分を当該年度に支給していたものを翌年度支出に変更したため、670万円減額してございます。

4款衛生費。1項保健衛生費既定の予算から560万5,000円を減額し、1億935万6,000円とするものでございます。

5項農林水産業費 2項林業費、既定の予算から58万1,000円を減額し、1,158万8,000円とするものでございます。

3項 水産業費、既定の予算から125万6,000円を減額し、1,302万8,000円とするものでございます。

10ページ11ページをお開きください。

7款土木費、2項道路橋りょう費については、財源更正でございます。

4項 都市計画費、既定の予算から92万6,000円を減額し、1億8,417万8,000円とするものでございます。

5項 住宅費、既定の予算から123万円を減額し、2,862万円とするものでございます。

8款 消防費1項 消防費、既定の予算から637万円を減額し、2億3,412万1,000円とするものでございます。

9款 教育費1項 教育総務費、既定の予算から348万4,000円減額し、3,210万6,000円とするものでございます。

4項 学校総合給食運営費、既定の予算に57万3,000円を追加し、1,524万3,000円とするものでございます。

物価高騰によるまかない材料費57万3,000円の増額でございます。

12ページ 13ページをお開きください。

6項保健体育費 既定の予算から 600万5,000円を削減し、1億3,889万2,000円とするものでございます。

次に、歳入を説明いたします。

戻りまして、2ページ 3ページをお開きください。

10款 地方交付税地方交付税既定の予算に 7,826万円を追加し、 21億6,332万円とするものでございます。

普通交付税の再算定による追加交付で7,826万円を追加するものでございます。

13款 国庫支出金 1項国庫負担金、既定の予算から482万7,000円を減額し、2億2,259万円とするものでございます。

2項、国庫補助金、既定の予算から 99万8,000円減少し、2億2,964万7,000円とするものでございます。

うち、重点支援地方交付金は事業費確定に伴う追加交付等で、1,383万8,000円の増額となっております。

14款 道支出金 1項道負担金、既定の予算から235万2,000円減額し、1億2,802万5,000円とするものでございます。

2項、道補助金、既定の予算から1,133万3,000円を減額し、5,704万2,000円とするものでございます。

4ページ5ページをお開きください。

16款 寄附金 1項 寄附金 既定の予算に100万円を追加し、3億8,130万1,000円とするものでございます。

企業版ふるさと応援寄附金を100万円増額するものでございます。

17款 繰入金 1項 基金繰入金既定の予算から1億1,100万円を減額し、2億971万3,000円とするものでございます。

財政調整基金を1億490万円、ふるさと応援基金繰入金を6,100万円減額するもので、今回の補正に伴う財源調整でございます。

19款諸収入4項 雑入、既定の予算から3万5,000円を減額し、4,882万6,000円とするものでございます。

今回の補正に伴う財源調整でございます。

20款 町債 1項町債、既定の予算から 3,840万円を減額し、 1億9,610万円とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝 政昭君）まず3ページです。民生費関係で未就学児均等割保険料負担金が減額になって、1万9,000円減額されて、3万3,000円になっています。予定で何人だったのが、数字の変動を説

明してください。それと、教育費になりますので、11ページになります。11ページの方で見た方がいいと思いますけども、9款2項18目の高等学校生徒遠距離通学費補助金が121万7,000円減額で583万9,000円となっています。これも数字の変動があったと思いますので、説明してください。

○町民課長（五十嵐 満美君）まず、未就学児均等割保険料の減額分ですけども、当初13名分で見えていた予算は、結果6名分で決算しておりますので、その分減額しております。

○教育次長（湯浅 学君）真貝議員の質問にお答えします。高校通学児の人数は、当初予算では40名で見えておりましたが、決算見込みとしまして31名を見込んでおります。そのための減額でございます。

○5番（真貝 政昭君）未就学児童の方はよろしいですけども、高校の方の、今の説明は数字の変動が聞こえなかったもので、もう一度説明をお願いしたいのと、それから、余市と小樽に分かれていますと思いますけども、その部分も変動がありましたら。予定がどういうふうになったという風な説明でよろしいですが。

○教育次長（湯浅 学君）真貝議員の質問にお答えします。まず、当初予算では40名で見えておりました。

決算見込みとして31名を見込んでおりますので、その分の減となります。

それと、余市と小樽の内訳ですが、小樽で26名、余市で5名となっております。

○5番（真貝 政昭君）えーと、予算の予定数が40名で見ても結果的に31名っていうことは、どういうことなのかという疑問です。卒業生の数が予定されているわけですから、当然100パーセント通うことになります。卒業された実数が31名という風に判断すると、この減った9名というのはどういう風に移動していくのかということなんですけども、卒業を機会に町外に移転したと、そういうふうに捉えた方がいいのか、ということです。もう一つは、移転したという前提で聞きますけれども、補助金は余市、小樽までですけども、札幌方面に行きますと対象外になりますので、そういうことなのかっていう風に思ってるんですけども、具体的な説明はできますか。

○議長（堀 清君）暫時休憩します。

休憩13時29分

再開13時29分

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（湯浅 学君）真貝議員の質問にお答えします。申し訳ございませんが、細かい資料を本日持ち合わせておりませんので、後日の回答ということでお願いしたいと思います。

○議長（堀 清君）はい、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

これから議案 第9号令和7年度古平町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) はい、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程 第13 議案 第10号令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐 満美君) ただいま上呈されました議案 第10号令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算について提案理由をご説明申し上げます。本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ307万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,317万2,000円とするものでございます。それでは、説明資料で説明させていただきます。歳出の18ページ19ページをお開きください。

1項1項総務管理費、既定の予算から304万円減額し、予算額1億1,230万7,000円とするものでございます。

健康診断委託料について、決算を見込んでの減額と、広域連合負担金については、広域連合において2月に補正予算が可決しており、これに合わせての減額補正となります。2款1項基金積立金 611万6,000円を追加し、903万7,000円とするもので、歳入歳出各科目の決算見込みの結果、財調積立を増額しております。

続きまして1ページ戻りまして歳入になります。

4款1項一般会計繰入金192万6,000円を減額し、4,173万円とするもので、各繰入金の決算を見込んでの補正でございます。

続いて6款3項受託事業収入でございますが、50万円を減額し、152万2,000円とするものでございます。こちらは歳出での先進委託料の減額に伴い、広域連合からの支出金を減額するものでございます。

続きまして、4項雑入でございますが、550万2,000円を増額し、560万円とするもので、令和6年度の広域連合分付金の精算分でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので討論を終わります。これから議案 第10号令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(異議なしと叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14議案第11号令和7年度古平町後期高齢者特別会計補正予算第4号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（五十嵐 満美君） 只今上程されました議案 第11号令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出、それぞれ143万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 7,093万 6,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方から説明いたします。説明資料の24ページ25ページを開いてください。2款1項、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定の予算から 143万2千円を減額し、6,000万 5,000円とするもので、決算を見込んでのものでございます。続いて1ページ戻りまして、歳入の方になります。

1款1項後期高齢者医療保険料で、既定の予算に 22万8,000円を増額し、 3,788万7,000円とするもので、保険料の決算見込となります。

3款1項一般会計繰入金で既定の予算から166万円を減額し、2,898万9,000円とするものでございます。こちらは広域連合の決算を見込んだ繰入金の減額、さらに基盤安定繰入金の額の拡大による減額でございます。以上で議案 第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。異議ございませんか。はい、無いようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君） これから議案 第11号令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（堀 清君） 日程第15 議案 第12号令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算 第4号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。診療所事務長。

○診療所事務長（細川 武彦君） 只今、上程されました議案第12号令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算 4号について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案19ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 140万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 1億9,024万8,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。次の20ページから23ページにお示ししております。それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料30ページ31ページをお開きください。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費、既定の予算に30万3,000円を追加し、4,320万7,000

円とするものでございます。12節委託料の内容は、ショートステイ元気プラザの利用者の増により、給食業務委託料及び短期入所生活介護運営業務委託料をそれぞれ増額するものでございます。3項施設サービス事業費、既定の予算から170万9,000円を減額し、1億4,640万9,000円とするものでございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当の執行残を減額する整理補正であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。28ページ、29ページをお開きください。1款サービス収入1項介護給付費収入、既定の予算に1,174万4,000円を追加し、8,954万7,000円とするものでございます。1目居宅介護サービス費等収入については、短期入所生活介護費収入を3目施設介護サービス費収入については、介護医療院収入をそれぞれ実績見込により増額するものでございます。2項自己負担金収入、既定の予算に553万3,000円を追加し、2,216万1,000円とするものでございます。こちらにつきましては、介護医療院利用者負担金を実績見込みにより増額するものでございます。2款繰入金 1項一般会計繰入金、既定の予算から1,868万3,000円を減額し、7,815万2,000円とするもので、歳出予算の減額分140万6,000円と歳入予算サービス収入の増額分1,727万7,000円を減額するものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝 政昭君）説明書の29ページにあります介護医療院収入が約1,144万増となって6,694万1,000円に増える。それから自己負担が約550万増えて一般会計の繰入が約1,800万減って7,800万ということで、この補正がある前の一般会計からの繰入が約1億近くという風になりますよね。それで新年度予算は、あの、これからちょっと外れますけども、一般会計からの繰入が1億1000万になっているんですよね。多分、介護保険のポイントの増とかによって一割増という予算を組んだんでしょうけれども、介護入院収入がこのように1,100万円増えた、それから利用者負担が増えたっていう、この原因なんですけども、特定の件数を別にすればね、利用者の懐具合が高い方が入所されて、こういう風になってきているのかなと思ってるんですけども、何が原因でこういう変動が起きたのでしょうか。

○介護医療院事務長（細川 武彦君）真貝議員の質問にお答えします。当初の予算を組む時に令和6年度の実績見込みの85%を見込んで、収入の予算としています。なので、実際の見込より低く歳入を見込んでいる状態です。7年度も96～97%くらいの稼働率であり、その分収入が増えた状態です。

○5番（真貝 政昭君）あの予想はね、実績よりもちょっと少なめに見るということですが、だとすれば、あの新年度の話じゃないですけども、一般会計からの繰入でね、あの低く抑えられるはずなんだけど、増えてるんですね。これってどういう意味なのかって、一般会計を含む時もね、トップが誰なのかわかんないけども、それは責任問題になってきますよね。結局余裕があるのに予算を増やしちゃうってね、これ以外使えないような状況になっちゃっていくわけですから、あまりよろしくないという風に思ったんです。以上です。

○議長（堀 清君）答弁は、必要ないですか。

○5番（真貝 政昭君）反論があれば。

○保健福祉課長（和泉 康子君）介護保険サービスの特別会計ということで、簡単に。会計ですけども、まず先ほど事務長も言った通り、歳入は利用率80から90%で積算しています。今回はですね、先ほども説明したんですけども、介護医療費の各種委託費だけでもですね、物資高騰の関係で700万円程度増額になっていますので、あの、再度例年通り歳出と歳入のバランスを考えながら歳入歳出調整の結果、1,000万円程度増額となったものになります。なので、歳入欠陥が起きないようにということで、安全を期した予算化をしておりますので、そこで歳出の削減と歳入の増、稼働率ですね、それらの方にはかなり力を入れて、なるべく一般会計からのお金の補填を少なくするような努力を現場の方ではしていますので、予算上はそういう風に積算させていただいています。

○議長（堀 清君）質疑はございませんか

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。これから議案 第12号、令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算 第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（堀 清君）日程16 議案 第13号 令和 7年度古平町立診療所運営特別会計補正予算 第4号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。診療所事務長。

○診療所事務長（細川 武彦君）ただいま上程されました議案 第13号令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算 第4号について、提案理由のご説明を申し上げます。議案に25ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第一条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億237万7,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。次の26ページから29ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料 38ページ39ページをお開き下さい。1款 総務費 1項総務管理費、既定の予算から 363万6,000円を減額し、8,621万円とするものでございます。1節報酬につきましては、今後の支出見込額が減ったことによる減額、12節委託料につきましては、レントゲン技師に対する業務委託料を技師1名が退職したことにより、報酬から支出することとしたための整理補正として減額するものであります。

2款診療事業費1項診療費、既定の予算から50万2,000円を減額し、1,577万6,000円とするものでございます。こちらにつきましては、当初の見込みより在宅酸素療法患者が減ったことにより、在宅酸素借り上げ料の減額であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。36ページ、37ページをお開き下さい。3款 使用料

及び手数料、1項使用料。既定の予算に114万7,000円を追加し、1,197万4,000円とするもので、予防接種者増加分の予防接種手数料を増額するものでございます。

一つ飛ばしまして、5款諸収入1項雑入、既定の予算に3万4,000円を追加し、13万2,000円とするもので、物価高騰の影響を受けている医療機関に対する国保連合会からの支援金であります。戻りまして、4款繰入金 1項繰入金、既定の予算から 531万9,000円を減額し、5,799万2,000円とするもので、歳出予算の減額分 413万8,000円と歳入予算の増額分118万1,000円の合計額を減額するものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案 第13号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算 第4号を採決します。お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されます。

○議長（堀 清君）暫時休憩します。

休憩13時54分

再開14時07分

◎日程第17 議案第14号ないし日程第20 議案第17号

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17議案第14号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第20議案第17号特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までを、関連する議案でありますので、一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君）ただいま一括上程されました議案 第14号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案 15号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第16号古平町教育委員会委員長給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第17号特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。議案につきましては、議会議員の報酬が 31ページから 32ページ、特別職の給与が33ページから34ページ、教育長の給与が35ページから36ページ、特別職で非常勤の職員の報酬が37ページから41ページでございます。

改正の内容を説明いたしますので、令和8年第1回定例会説明資料の1ページをご覧ください。横長の資料でございます。先日の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、改めて説明させてい

たきます。主として関連条例改正の趣旨を記載しております。まず、①のところでは、一般職の給与改定の経過、②に特別職の給与、議会議員やその他特別職の報酬は18年間見直しを行っていないというところですが、一般職の給料は行政改革時に削減されておりましたが、すでに復元されています。また、毎年国の人勤に基づく見直しを行ってきてございます。しかし、特別職の報酬は行政改革時に削減した平成18年度以降、復元、見直し等を行ってございません。このように一般職と重責を担う特別職の報酬の差は縮まっています。参考までに、一般職大卒初任給と町長報酬を比較しますと、平成19年度は381.9%だったものが、現在は280.2%になってございます。次に③管内他町村の支給額や改正の経過ですが、支給額は全ての役職において管内でも下位となっております。町長、副議長、議員では下から2番目、副町長、教育長、議長は最下位、常任委員長は下から3番目となっております。改正についても15年以上見直しを行っていないのは、正副町長、教育長については古平町のみ、議員については古平町を含め3町村のみとなっております。④の令和9年度の町議会議員選挙を見据えた改正というところですが、せめて管内平均並みの重責に見合った報酬を確保することで、なり手の不足解消につながるのではないかと考えてございます。

2の次の主な改正内容ですが、人口規模、財政状況、管内の平均額や同規模の町村の状況を勘案し、

(1) 議会議員は議長が24万円から26万4,000円、副議長が19万3,000円から21万円、常任委員長議会運営委員長が17万7,000円から19万円に、議員が16万2,000円から17万8,000円に、(2) 特別職は町長が65万円から70万円に、副町長が56万円から60万円に、教育長が51万5,000円から55万円に、(3) その他非常勤特別職はそれぞれ例額なのですが、選挙管理委員会委員長が13万5,000円から16万円に、委員が10万8,000円から13万円、監査委員 知識経験者が27万円から40万円に、議会選出が21万6,000円から30万円に、農業委員会会長が21万6,000円から23万円に、委員は16万2,000円から18万円、教育委員会委員が21万6,000円から28万円に改正することになります。そして、改訂月ですが、令和8年4月1日からとしてございます。4に記載のその他ですが、議会議員の特別職に関する改正は先日古平町特別職報酬等審議会へ諮問し答申をいただいた内容でございます。資料の3ページから13ページが新旧対照表となっております。議案に戻っていただき、31ページから41ページがただ今説明しました内容の改め点となっております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩14時14分

再開14時15分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君） これから議案 第14号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）議案 第14号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（堀 清君）これから議案 第15号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）議案 第15号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（堀 清君）これから議案 第16号、古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）議案 第16号古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案 第17号、特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）議案 第17号特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第18号

○議長（堀 清君）日程第21議案第18号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君）ただいま上程されました議案 第18号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、43ページ、44ページ、改正内容を説明いたしますので、資料の15ページをご覧ください。

1として関連条例改正の趣旨ですが、一般職国家公務員の給与改定に準拠し、地方公務員法の趣旨にとって同様に改正するものでございます。

2といたしまして、主な改正の内容ですが、町立診療所及び介護医療院において不規則な勤務形態で勤務する会計年度任用職員に対する通勤手当について、支給額等これまでは条例に定めていたましたが、国に合わせて規則に記入することとすることが一つでございます。

常勤勤務の職員同様に通勤時に駐車場が必要な場合、1ヶ月あたり5,000円を上限に支給できるよう改正するものでございます。以上が第1条改正でございます。資料の17ページをご覧ください。新旧対照表を載せてございます。これにつきましては、令和7年第4回定例会で改正した条例の附則の文言を整理してございます。

続きまして第2条改正でございます。議案の44ページをご覧ください。ただいま説明申し上げました内容の改め分でございます。附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第18号会計任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号

○議長（堀 清君）日程第22議案第19号職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例案を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君）只今上程されました議案第19号職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。議案につきましては、45ページから58ページでございます。改正内容の説明をいたしますので、説明資料の19ページをお開きください。1といたしまして、条例改正の要旨ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されています。実費支給化、制度簡素化などが法律改正の要旨になってございます。これに基づいて、本町の運用実態や地域性を踏まえた上で、改正するものでございます。②としてホテルの宿泊代等が高騰化している中、どうしても定額内で宿泊できない場合は、上限額の範

圏内で実費を支給できるよう改正するものでございます。2といたしまして、主な改正の内容です。①として、宿泊料を廃止し、宿泊費を新設とあります。議案と見比べながら説明させていただきます。議案では、52ページの一番下の宿泊費第14条でございます。ホテル等の宿泊料金ですが、国では完全一括しております。ただ、町におきましては、これまでどおり、特別職が道内1万2,800円、道外1万4,000円、一般職が道内9,800円、道外1万2,800円の定額は残しつつ、超えた場合は上限額の範囲内で実施するよう改正するものでございます。

上限額につきましては、国の基準に合わせて、道内1万3,000円、道外1万9,000円としております。これにつきましては、国の札幌市、東京都の宿泊の上限額を基準としております。

②として車賃を廃止し、その他の交通費を新設とありますが、議案では51ページの一番下、その他の交通費第12条でございます。これまで自家用車で出張した場合、1 km当たり37円を支給しておりました。これをバス代などの実費に換算して、支給するよう改正するものでございます。

③宿泊料を廃止し、宿泊手当を新設するとありますが、これにつきましては、議案53ページの宿泊手当第16条です。これにつきましては、これまで船内などで宿泊し、運賃とは別に宿泊費を要する場合、宿泊料を特別職2,000円、一般職1,500円で支給することとなっておりました。これを廃止し、宿泊を伴う場合には宿泊手当として2,400円を支給するものです。ただし、先ほど申し上げました宿泊費が定額支給を超える場合のみの支給でございます。その宿泊費に夕食、朝食のいずれかの費用が含まれる場合には、三分の二を支給、朝食も夕食とも費用が含まれている場合には三分の一を支給としております。これは国の基準に則っています。

④移転料を廃止し、転居費を新設ですが、議案では53ページ下の転居費 第17条です。これまで赴任の際は、移転料として役職と移動にかかる距離で定められた定額を支給しておりました。これを転居費として規則で定めることとしておりますが、引っ越し業者の料金など実際にかかった経費への支出に改正するものでございます。

⑤着後手当を廃止し、着後滞在費の新設とありますが、議案では53ページ一番下の着後滞在費18条です。これまでの着後手当は、定額の日当宿泊料2日分を支給しておりましたが、着後滞在費として5夜分を限度として先ほど説明申し上げました宿泊料宿泊手当の実費を支給するよう改正するものでございます。

⑥の扶養親族移転料を廃止し、家族移転費の新設がありますが、これは議案の54ページ家族移転費第19条でございます。赴任に伴う家族の移転に要する経費も、宿泊費や着後滞在費など新条例の規定で支出するものでございます。

続いて、⑦の包括宿泊費を新設とありますが、これにつきましては議案の53ページ包括宿泊費 第15条です。これにつきましては、交通費、宿泊費を含むいわゆるパック旅行への支出を可能とするものでございます。

⑧といたしまして、外国旅行をするときは、町長と協議の上、国家公務員に準拠するものを規定とありますが、ほぼ想定はされないものですが、国に準じて規定を設けています。議案では、55ページ外国旅行の旅費第22条でございます。

⑨の調整・返納・監督規程の強化ですが、議案では55ページの旅費の調整 第24条から、56ページ

監督 第27条までです。特別な事情による旅費の支給、不支給、規則に違反した場合の返納等々の監督の規定を設けるとございます。

以上が主な改正の内容でございます。3といたしまして、施行期日ですが、令和8年4月1日としていきます。

4その他ですが、附則第6項で承認等の期限賞与に関する条例を一部改正してございます。次の資料、次のページなんですけど、新旧対象表でありますけど、実費弁償について、一般職の職員に対する旅費支給の例によることとしてございます。

これまで説明を、説明申し上げた内容を規定いたしました条例の全文を議案の46ページから58ページに掲載してございます。以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（山口 明生君）今回の改正ですけれども、いろいろ実態に即してとかで変わってくるのが多いと思うんですけども、正直、職員にとってはありがたい改正になったという風に思うんですけど、その辺のイメージについて分かる範囲でお答えください。

○総務課長（本間 克昭君）職員につきましては、今宿泊を伴う出張はそれほど数は多くないんですけども、宿泊を伴う出張をした際には宿泊料、今の規定の範囲内だとなかなか収まらないことが多く、そういう点で言いますと、職員にとっては実際に則した良い改正だと思っています。

○議長（堀 清君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案 第19号職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第20号

○議長（堀 清君）日程第23 議案第20号 古平町行政手続き条例の一部を改正する条例案を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間 克昭君）ただいま上程されました議案 第20号古平町行政手続き条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、59ページから61ページです。

改正内容の説明をいたしますので、資料の21ページをご覧ください。

1として、この改正の要旨ですが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律、以後、デジタル規制改革法改革一括法とさせていただきます。

きますが、令和8年5月21日に施行されます。このデジタル規制改革一括法により、行政手続法の不利益処分をしようとする際には、「聴聞」、「弁明の機会の付与」の意見陳述手続きのうちが、インターネットによる公表を前提とすることとされております。2といたしまして、条例改正の要旨ですが、条例規則に基づく処分を法に基づく処分等に合わせるため、改正を図るものでございます。3といたしまして、主な改正の内容ですが、(1)として不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合、インターネットを通じて閲覧できる状況にすること、もう一つは、従来どおり掲示板への掲示のほか、事務所に設置したパソコン上でも閲覧できるようにするものでございます。4として、施行期日は令和8年5月21日としております。

この資料の22ページ、23ページが新旧対照表となっております。議案に戻っていただき、議案の60ページ、61ページがただいま説明いたしました内容の改め分となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第20号古平町行政手続き条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。

◎日程第27 議案第24号ないし日程第28 議案第25号

○議長（堀 清君）日程第24議案第21号古平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案と、日程第25議案第22号古平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案は、関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（五十嵐 満美君）ただいま一括上程されました議案 第21号古平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案及び議案 第22号古平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。説明資料で説明いたしますので、資料の25ページをお開きください。

2件の条例案につきましては、先日の議員全員協議会でもご説明いたしましたが、3歳未満の子供が時間単位で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を4月から開始するにあたっての基準整備になります。

説明資料の1枚目は先日説明いたしましたが、制度自体の説明です。今回は次の26ページで説明いたします。26ページをお開きください。条例制定につきましては、児童福祉法において基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は内閣府令で定める基準に従うか、またはこれに参

酌して定めるものとされています。

つまり、府令通りとするか、府令を参考に独自のものを定めるかを定めることとなります。

古平町においては、国が示した基準と異なる内容を定める特別な事情はないと考えられることから、国の基準通り定めることとしました。

まず、上段の第21号の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

こちらは、町内には今現在民間の事業者はおりませんが、もし今後出てくる場合には必要となってきますので、事業者が発生した場合に認可を行うための基準となります。

まず、第1条、第2条では、制定の趣旨と目的を規定し、第3条第4条では、町および事業者が事業の最低基準を向上させる義務を置くことを規定しています。第5条では、事業者の原則規定です。第6条、第7条では、災害計画及び安全計画の策定の義務、それから避難訓練等の実施を規定しています。第8条では、送迎用と自動車の子どもの所在確認です。バスで送迎する場合、数年前に事故が起きたことから、必須の情報となりました。第9条から第11条では、事業所職員の要件、知識及び技能向上の努力義務、それと併用施設の場合の設備及び職員の基準を定めております。第12条から第15条は、差別・虐待の禁止、衛生、食事関係を規定し、第16条から第19条では、重要事項の決定、機密保持、苦情対応についてを規定しています。第20条においては、一般型または余裕活用型の事業区分の指定をするように規定しています。第21条から第22条の2では、一般型の施設の設備・職員配置基準、第23条、第24条では、子供と保護者への支援内容、第25条、第26条では余裕活用型の施設の設備及び職員基準を定め、第27条、第28条は雑則となっております。

続いて、下段の第22号の運営に関する基準を定める条例ですが、こちらは認可された事業者、相談で認可された事業者、これには町から認可されている幼児センターも含まれます、自治体が含まれますが、こちらが守るべき基準を規定しております。

第1条では制定の趣旨、第2条では事業者の原則規定、第3条では利用定員の設定を義務付けております。第4条、第5条では、保護者との面談及び説明事項の内容・支援提供拒否の禁止、第6条から第8条では、町からの要請への協力、申請への援助が規定され、第9条では、子供及び保護者の心身状況等の把握、第10条、第11条では他の施設との連携を規定し、第12条、第13条では法定代理受領及び利用料関係を規定しております。第14条から第18条では、支援の提供、質の評価、保護者への相談援助、緊急時の対応等を規定し、第19条では運営規程を定めることとして内容を規定しています。第20条から第22条では、勤務体制の確保、定員遵守、事業内容の公表、第23条及び第24条では、子供の平等な取り扱い、虐待の禁止を規定しております。第25条から第30条では、秘密保持、利益供与の禁止、苦情解決方法、地域との連携、それと事故対応についてを規定しています。第31条、第32条では会計区分、記録の保管を規定し、第33条から第34条では雑則を規定しております。

施行期日は令和8年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩14時47分

再開14時48分

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第21号、古平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）議案 第21号古平町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を採決します。お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。
これから日程 第22号古平町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）議案 第22号古平町特定乳幼児通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第23号

○議長（堀 清君）日程第26 議案第23号古平町手話言語条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（五十嵐 満美君）ただいま上程されました議案 第23号古平町手話言語条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。説明資料で説明させていただきます。説明資料27ページをお開きください。まず、【1】 条例制定の経緯からです。令和7年6月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が制定され、手話はこれを使用する者にとって言語であり、重要な意志疎通のための手段であること、地方公共団体は、法律に定める基本理念に則り、手話に関する施策を総合的に策定し、および実施する責務を有すること、と定められました。これを受け、令和7年7月、後志ろうあ協会等が組織する「北後志5ヶ町村手話言語条例推進委員会」により北後志市5ヶ町村に対して手話言語条例制定の要望書が提出され、5ヶ町村で協議の結果、同様の条例を制定するよう取り進めることといたしました。

続きまして【2】 条例の主な内容です。省略して説明させていただきますが、第1条では目的手話が言語であるとの認識のもと、手話に関する施策を推進し、共生社会の実現に資することを目的とすると既定しています。第2条では、基本理念を既定し、手話が独自の文化を形成する言語であるこ

とを認識し、手話を必要とする方が意思疎通できる環境を整備するとし、手話が必要な方、必要でない方、相互に理解を深めながら共生する社会を実現するとしております。第3条では町の責務、第4条では町民の役割、第5条では事業者の役割で、それぞれに理解をすることですとか、コミュニケーション手段の確保を事業所は定めなければならないと定めること手段の確保に努めることを規定しております。第6条では、施策の推進として、町は手話の普及、学習機会の確保、手話通訳者の養成と各種の施策を推進すると既定しております。施行日は令和8年4月1日としております。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝 政昭君） 手話協会の長年の要望がこういう形で整えられたということで良かったと思います。それで、北後志各町村に住まわれている方が同じ町内で、健聴者とコミュニケーションが取れていくようになるという前提があるんですけども、広く他町村に行っても同じような環境が整えられていくということが必要だと思います。それで、具体的にはまだこれからのことだと思うんですけども、役場の業務として、難聴者が訪れた時に対応できるような状態にしていくっていうことがまずもって大事ではないかと思っておりますけども、その辺は北後志各町村でどのような話し合いがされて実行されていくのでしょうか。

○町民課長（五十嵐 満美君） 北後志5ヶ町村で、具体的にこの条例を各町村とも3月の定例会で可決される予定ですので、今後担当課長なりの会議の際に具体的なことは決められていくのかなと思っています。ただ、真貝議員がおっしゃったように、難聴者の対応できるように手話ができる職員の配置を実現するのはちょっと厳しいのかなというところは気にしています。ですので、今現在は町内に登録されている手話通訳者の方がいらっしゃいますので、そちらと密に連絡を取りまして、町内に住んでいらっしゃるろう者の方の情報は行き届くようにしております。

○4番（高野 俊和君） 古平町に手話を必要とする世帯はどのぐらいいるんですか。そして、その中で古平町ばかりじゃなくて、地域に貢献したり、仕事を持ったり、そういうその役職をしている、そういう方はいるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐 満美君） 町内には1世帯3名の方いらっしゃいます。町内に住まれているそのろうあ者の方は、北後志の中でも、講師のような立場をされていたり、あと手話の研修会とかで講師の立場で出ていたりして、手話を広めるような研修を続けていらっしゃる方です。

○4番（高野 俊和君） ということは、お仕事に関係してその手話の人が町の職員としてついでるとか、そういうようなことはないってことですね。それと、町の職員で、手話がある程度解読というか、できる人は現在いるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐 満美君） 職員の中では残念ながら今認識しておりません。

○議長（堀 清君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） ないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) ないようですので討論を終わります。

○議長(堀 清君) これから議案第23号、古平町手話言語条例案を採決します。
お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(堀 清君) 暫時休憩します。

休憩14時59分

再開15時08分

◎日程第27 議案第24号

○議長(堀 清君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(堀 清君) 日程第27、議案第24号古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(和泉 康子君) ただいま上程されました議案第24号古平町高齢者自立支援事業条例の一部を改訂する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。議案につきましては、91ページ、92ページとなっております。それでは、別冊の図表、説明資料について説明いたしますので、29ページをご覧ください。1、改正の要旨。高齢者が居宅で自立した生活を維持し、地域社会の一員として安心して生活できるよう、必要な支援を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的として8事業を掲げていますが、ニーズ及び物資高騰の現状から1事業を廃止し、手数料の一部を増額するものでございます。2、条例の改訂内容。一つ目、第2条中第4号(寝具乾燥サービス事業)は、令和3年度をもって事業を終了したため、同号及び第4条中第4号を削り、第5号から8号まで1号ずつ繰り上げるものでございます。二つ目、物資高騰等によりまして、第2条中第6号(食の自立支援事業)における、手数料において、実費を下回る事案が発生したため、手数料、いわゆる自己負担金を20円増額し、400円とするものです。食の自立支援事業ですが、下の枠内に記載しており、対象者は生活支援ハウスの入居者です。内容は通称「配食サービス」と呼ばれるもので、支援ハウスの食堂にて朝・昼・夕食のうち希望する食事を提供するもので、手数料、いわゆる自己負担につきましては、平成18年4月から今回20年ぶりの値上げとなっております。新旧対照表につきましては、次のページの30ページを後ほどご覧ください。なお、施行時期につきましては、令和8年4月1日とするものです。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案 第24号、古平町高齢者自立生活支援事業条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第25号

○議長（堀 清君）日程第28、議案第25号古平町火入れに関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。産業連携室長。

○産業連携室長（小原 和之君）ただいま上程されました議案 第二十五号古平町火入れに関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。議案は93ページございます。本件につきましては、昨年12月に北後志消防組合火災予防条例において、林野火災に関する注意報を発することができるよう改正が行われたことから、その注意報が発せられた際に、火入れの制限を行うことができるようにするものです。また、火入れに関する条例で使用されている異常乾燥注意報の文言、気象庁ではすでに使用されていない文言であることから、これを修正するものでございます。説明資料の31ページをお開きください。新旧対照表でございます。第14条につきましては、火入れの中止に関する条項でございます。第1項につきましては、火入れを行ってはならない条件、第2項につきましては火入れを中止する条件が示されておりました。第1項、第2項ともに異常乾燥注意報を乾燥注意報に修正し、条件として林野火災に関する注意報を追加しております。また、その改正に合わせた文言の整理も併せて行っております。改正の施行につきましては、公布の日からとしております。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）はい、ないようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案第25号、古平町火入れに関する条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第26号

○議長（堀 清君）日程第29 議案第26号、古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（高野 龍治君）只今上程されました議案第26号古平町過疎地域持続的発展市町村計画の作成について提案理由の説明をいたします。議案95ページでございます。本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第5号の規定に基づき、古平町過疎地域持続的発展市

町村計画を別冊のとおり策定するもので、議会の議決を求めるものでございます。計画の説明の前にまず、根拠法令などについて少々、説明したいと思います。この法律の施行日は令和3年4月1日、期間は10年間で、令和13年3月31日限りでその効力を失う時限立法でございます。前回の計画は令和3年から令和7年度までの前半の5年間の計画でした。今回は令和8年度から12年度までの後半の5年間の計画策定となります。同じ法律の後半部分の策定となりますので、一からの作成ではなく、前回の計画からの時点修正や、施策事項などの修正、追加、削除などが、主なものとなっております。また、この計画は財政運営上有利となる、いわゆる過疎債のハードやソフトを発行する上で必須となる計画でございますので申し添えます。それでは別冊の計画にて説明しますので、ご用意お願いいたします。まず表紙には計画の題名、その下に計画期間が記載されておまして、計画期間は令和8年度から令和12年度まででございます。一枚めくっていただきまして、目次でございます。1が基本的な事項、2から次のページ13までは、地域の持続発展のために実施すべき施策などが記載されております。次のページをお願いします。1ページから8ページまでは基本事項となりまして、古平町の概況、人口の推移、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標などからなっております。主に前回の計画から、時点修正などを行っております。続きまして9ページでございます。このページからは、地域の持続的発展のために実施すべき各施策などが記載されております。ここからは、計画中の主な事業についてご説明したいと思います。なお、ここからの計画に記載のある各事業全てが、過疎債の対象とは限りませんが、過疎債を発行する上でこの計画への搭載が必要なこと、また、事業の実施の可否を問わず各事業を搭載しておりますので申し添えます。それでは、1つ目の「2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成」からでございます。計画中の主な事業につきましては10ページになりまして、奨学金事業、この事業は人材不足が課題となっているため、人材確保の観点から行われる事業でございます。11ページ、「3 産業の振興」でございます。農林水産業、商工、観光の分野となります。計画は17ページからでございます。事業は様々ございますが、主な事業としまして18ページ下段、新規漁業就業者支援事業、この事業につきましては、漁業従事者を確保するため新規漁業者に必要な支援を行う事業でございます。20ページ上段、道の駅運営事業。この事業は、地域の活性化を目的とした地域情報の発信、地場特産品の販売などが行われる事業でございます。21ページです。地域における情報化でございます。計画はこのページの中段になります。防災行政無線（同報系）更新事業、この事業につきましては、行政から住民へ一斉に情報を伝達する方法を確保するため、既存設備の更新を行う事業でございます。22ページからです。「5 交通施設の整備、交通手段の確保」でございます。道路、交通分野となります。計画は23ページ中段。町道歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業。この事業は、道路の損傷による凹凸を解消するため、舗装を打ち替える事業でございます。下段、コミュニティバス運行事業。この事業は、高齢者等の日常の足を確保するため、町内を循環するコミュニティバスやデマンドバスの運営費に対し補助する事業でございます。24ページからです。「6 生活環境の整備」です。水道、下水道、廃棄物処理、消防、公営住宅の分野となります。計画は27ページからで、事業は様々ございますが、上段、簡易水道の機械電気設備更新事業でございます。この事業は、水道水の安定供給を図るため、既存の施設の更新を行う事業でございます。28ページ上段、公営住宅解体事業。この事業につきましては、

老朽化が進んだ公営住宅の倒壊を防ぎ、景観を確保するため、公営住宅を解体する事業でございます。29ページからです。「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上および増進」でございます。高齢者福祉、児童母子福祉、青壮年の分野となります。計画は33ページからで、主な事業としては、中段、子ども医療費助成事業でございます。この事業は、病気の早期診断や治療を行うため、18歳までの医療費の一部を助成する事業でございます。35ページからです。「8 医療の確保」です。計画は36ページ上段、町立診療所設備整備事業。この事業は、診療所の医療設備を整備する事業でございます。38ページからです。「9 教育の振興」でございます。学校教育、集会施設、体育施設の分野となります。計画は40ページからで、主な事業としましては、下段、高等学校生徒遠距離通学助事業。この事業は、余市や小樽へ通う生徒の通学費の負担を軽減することにより、就学機会の確保が図られることから、生徒たちに対し通学費の一部を補助する事業でございます。42ページからです。「10 集落の整備」です。計画は43ページ下段、定住促進共同住宅建設助成事業。この事業は、定住を確保するため共同住宅を整備する事業でございます。44ページです。「11 地域文化の振興等」です。計画はこのページ下段、芸術文化鑑賞事業。この事業は、町民に舞台芸術などの鑑賞機会を提供して文化活動の活性化に寄与する事業でございます。45ページです。「12 再生可能エネルギーの利用の推進」でございます。計画はこのページ中段、公共施設再生可能エネルギー設備等設置事業。この事業はゼロカーボンシティの現実のため、公共施設へ太陽光設備等を設置する事業でございます。46ページです。「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」でございます。現在は計画はございません。47ページからです。このページから53ページまでは過疎ソフト事業の特出しをした一覧となります。事業内容の説明につきましては、今までの説明と重複する部分もありますので割愛させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（山口 明生君） この計画書を見るにあたって思うのは、じゃあ前半の令和7年度までの計画に関しての評価とか実績とか、それが確認できたものとか、確認できないもの、成功したもの、うまくいかなかったもの、いろいろあると思うんですけど、そういった反省や評価を踏まえた上でこの計画を作るのだとすれば、どう評価しているのか、自己採点はどうなのか、その反省を踏まえた上で何を反省し、何を变えてきたのか、これからどうしていくのか、そういったものが見えるものがあつた方がこの計画を評価しやすいんですね。なので、ゼロから始まる計画であれば、これで一回は見てみましょうってなるんですけど、第2段階に入った計画だということであれば、やっぱり前段の評価や確認は必要だなと思うんですけど、今回はしょうがないんですけど、次回からこういうことがもしあれば、そういったものを僕らが確認できるような資料を添付されていると、より考えやすいかなと、その点、要望として伝えておきたいと思います。答弁あればお願いします。

○総合政策課長（高野 龍治君） 議員のおっしゃった評価については、過疎計画の中でも評価しなさい、というようなかたちになっています。今回はそういった資料をご用意しておりませんが、この計画が終わる令和12年度時点で今回提案する計画の計画期間がまだ終わっていない可能性でございますが、次の計画を議会に提案するときには、全ての事業を全て評価することは、数的にちょっ

と難しい部分もありますけれども、主要な部分につきましてはある程度そういった資料を作っていたいなど考えております。

○議長（堀 清君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので討論を終わります。

○議長（堀 清君）これから議案 第26号古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第27号

○議長（堀 清君）日程第30、議案第27号古平町あいランド広場指定管理の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。産業連携室長。

○産業連携室長（小原 和之君）ただいま上程されました議案第27号、古平町あいランド広場の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。議案の97ページをお開きください。本件は、古平町あいランド広場パークゴルフ場の指定管理期間が本年3月31日をもって終了することから、4月1日以降も引き続き指定管理を行うための指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の既定により議会の議決を求めるものでございます。今回、指定管理者の候補として提案する業者は、これまでも本施設の指定管理者でありました太平ビルサービス株式会社でございます。募集期間中、応募してきたのは本事業者1社のみで、選定委員会の審査の結果、条例で定める審査項目を満たしており、これまでも問題なく業務を遂行してきた実績があることから、決定をいたしております。なお、指定管理の期間は従来3年としておりましたが、今回については1年としております。これにつきましては、昨今の物価高騰及び人員不足等により、今後の運営が非常に厳しくなることが見込まれることから、次年度でより効果的な運営について検討することとしたため、1年間の指定管理期間とさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町あいランド広場。2、指定管理者となる団体。法人住所、東京都新宿区西新宿六丁目22番1号、法人名。太平ビルサービス株式会社。代表者職種名、代表取締役 狩野 伸彌。指定の期間、令和8年4月1日から令和9年3月31日。審査の結果の詳細は、説明資料の33、34ページをご参照ください。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君）説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）無いようですので、質疑を終わります。

○議長（堀 清君）これから討論を行います。討論ございませんか？

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので討論を終わります。

○議長(堀 清君) これから議案 第27号古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 発議第1号

○議長(堀 清君) 日程 第31発議第1号町長の専決処分事項の指定の廃止についてを議題とします。本案提出にあたり、議長に提出された提出者の提案理由を参考までにお配りしました。よって、本案は、会議規則第三十八条第二項の既定によって提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。よって、発議第一号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

○議長(堀 清君) これより質問を行います。質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので質問を終わります。

○議長(堀 清君) これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので討論を終わります。

○議長(堀 清君) これから発議第1号、町長の専決処分事項の指定の廃止についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 令和5年発議2号

○議長(堀 清君) 日程第32、令和5年発議2号古平町議会ハラスメント防止条例を議題とします。古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。お諮りします。本案についての委員長報告は会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。従って委員長報告は省略することに決定しました。

○議長(堀 清君) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(堀 清君) 無いようですので質疑を終わります。

○議長(堀 清君) これから討論を行います。討論ございませんか。

○6番(梅野 史朗君) はい。本案につきまして、反対討論というわけではございません。このハ

ラスメント条例につきましては、採択すべきものというふうに委員長としては考えていますが、しかし、この条例の文章についてもう少し検討すべきところがあるのではないかと考えています。他町村において条例が採択されたところにおきまして。そこでは1年後ぐらいに対応する案件があったというふうに聞いておりますし、そこで速やかな対応が取れた。それは、採択についてもしっかり決めていたからだというふうに聞いています。今この時点においてそれが古平町では決定されておりません。それは速やかな対応すべきところですが、速やかな対応できる状態ではないというふうに考えているということにつきまして、皆さんと検討していきたいと考えています。最終的には採択すべきものとなりますが、これが今ではないのではないかと考えています。以上です。

○議長（堀 清君） それでは賛成討論。賛成討論ございませんか。

○議長（堀 清君） それでは反対討論。高野議員。

○4番（高野 俊和君） ただいま梅野議員もおっしゃってございましたけれども、この件、ハラスメント防止条例特別委員会で採択ということで決まりましたけれども、振り返りますとこの問題、会議は数回開いたんですけれども、なかなか議員が集まらない時もありまして、私たち議論を集約できたのかなという感じはあります。この問題につきましては、なかなか幅が広くて、まだまだ知識を得る必要があると私自身も感じています。総体的に考えますと、ハラスメントの問題は解決しなくてはならない問題ではあるのですが、今すぐというのは少し考えてみようかなという考えになりました。以上です。

○議長（堀 清君） それでは討論を終わります。

○議長（堀 清君） これから令和5年発議 第2号古平町議会ハラスメント防止条例を採決します。

この採決は起立によって行います。この条例に対する委員長の報告は、採択です。

この条例案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第33 陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程 第33、陳情 第1号泊原発3号機の再稼働に反対する意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。本案は、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。よって、陳情 第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。お諮りします。本件は、全員で構成する「泊原発3号機の再稼働に係る調査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。従って、陳情 第1号については、全員で構成する泊原発3号機の再稼働に関わる調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩15時40分

再開15時50分

○議長（堀 清君）休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第34 陳情第2号

○議長（堀 清君）日程 第34陳情第2号、非核三原則の堅持と法制化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。本案は、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

○議長（堀 清君）お諮りします。本件は、全員で構成する「非核三原則の堅持及び法制化審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（堀 清君）異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は全員で構成する「非核三原則の堅持及び法制化審査特別委員会」を設置し、これに委託して審査することに決定しました。

○議長（堀 清君）暫時休憩します。

休憩15時52分

再開15時59分

○議長（堀 清君）暫時休憩いたします。

休憩15時59分

再開15時59分

散会 15時59分

上記会議の経過は、書記
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員